

58.3

1983.3.25

# 建産連ニュース

第16号

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆(特集)昭和58年度建設産業関係重点施策の概要	1
◆建産有声	
衆議院建設常任委員長 松永 光	6
◆税の知識	9
◆事業報告	11
技術革新シンポジウムを開催	11
昭和58年新年賀詞交換会を実施	13
◆会員ルポ	16
◆告知板	23
県、組織一部改正 課所の統廃合及び名称変更へ	23
業行政一元化に一步前進	23
埼玉県建設工事請負業者指名停止等措置基準の 一部改正について	23
◆建産連だより	25
理事会・委員会だより	25
会員だより	26
連合会日誌	31
埼玉建産連会館センターの利用を	32

## 建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならぬ。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

## 建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体质の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

# 昭和58年度建設産業 関係重点施策の概要

県の昭和58年度当初予算は、一般会計が8,240億3,300万円で、前年度同期比伸び率1.8%、金額で144億4,800万円の増である。次に特別会計（用地事業ほか13会計）は1,418億6,483万7千円で、同じく伸び率は12.1%、金額では153億269万6千円の増である。また、公営企業会計（水道用水供給事業ほか5会計）は1,145億9,684万7千円で同じく伸び率は14%、金額で141億259万9千円の増である。以上予算合計は1兆804億9,423万4千円である。

一般会計の伸び率1.8%は、昭和30年以来27年ぶりの低率といわれた57年すら5.3%の伸であったことに比べ、まさに未曾有の超緊縮型予算である。大幅赤字財政を抱えた国の財政計画をモロに受けたとはいえ、県予算はごく身近なものだけに受ける深刻度は極めて大といわざるをえない。

畠知事はこの予算編成に当たって特に配慮した点として、次の4つを挙げた。即ち、①国、地方を通じて行政改革の推進が緊急の課題であることにはかんがみ事務事業や便用料手数料の見直し、増負の抑制、組織の合理化を図った。②かってない厳しい財政事業の中ではあるが、教育、福祉、医療等の施策の充実を図った。③痴呆性老人対策や緑の創造など快適な環境づくりの施策についても総合的に推進することとした。④道路、河川等の都市基盤整備については、舗装の補修や河川激甚災害個所の改修など、緊急を要する事業を推進することとしたと説明している。

ちなみに、建設関連業界が直接関係のある投資的経費は、国庫補助事業分が1,368億5,727万2千円で対前年度比3.1%の減（43億7,712万5千円）、県費単独事業分は877億8,933万2千円で同じく前年度比9.1%の減（88億2,104万9千円）、このほか直轄事業に対する負担金が84億5,774万7千円で、これは前年対比0.5%の増（4,507万4千円）となっており、合計は実質13億5,310万円の減少である。他に公営企業会計関係事業でかなりの伸びが

見られるものの総じて当初予算としては厳しい内容である。

以下昭和58年度当初予算に盛られた新規事業並びに重要施策を予算とともに関係部局別にしづりその概要をまとめた。

**＜総務部＞** 総務部が所管する昭和58年度予算は1,383億1,775万7千円で、対前年度比4.5%の増である。所管の大規模事業県議会議事堂は終年次となり、最終年次予算76億807万4千円が計上された。続く新規事業としては狹隘化した浦和地方庁舎が北浦和の県有地面積1万m<sup>2</sup>に移転新築されることとなり、その初年度分が予算化された。なお、関連事業等所管課別の事業概要は、下記のとおりである（カッコ内金額は当該予算）。

**（管財課）** 耐震性貯水槽設置（9,160万円）＝生活用水、防火用水の確保するため春日部地方庁舎敷地に容量300t・1基、飯能合同庁舎敷地内に同じく200t・1基を建設。県有施設ガス設備安全対策（2,283万4千円）＝ガス漏れ警報器設置、計器検定所ほか38ヶ所。**浦和地方庁舎建設**（15億3,300万円）＝庁舎棟（RC造地下2階地上5階建）床延面積15,167.5m<sup>2</sup>、保健所棟（RC造地下1階地上2階建）床延面積2,194.9m<sup>2</sup>。

**（学事課）** 私立高校施設整備費補助（15億7,544万8千円）＝校舎の新築と体育施設建設費の1部補助するもので、校舎・新設校2校、既設校5校を対象、屋内運動場は2校、格技場は4校、水泳プールは3校のほか盲学校校舎1校などが対象。私立高校産業教育整備費補助（6,577万7千円）＝設備補助対象校は6校、施設補助対象校は1校。

**＜環境部＞** 環境部が所管する58年度予算は、総額70億2,215万6千円で対前年度同期比0.3%の増である。この部は環境アセスメントをはじめ、大気・水質の保全、産業廃棄物対策、自然保護関係及び広範な防災対策などを所掌し、各般の施策をもつて対処している。県は本予算発表に当たり、都市化の進行によって緑地が著しく減少を続ける状況に歯止めをかけ、緑の保全と回復を図るために新たに「緑の環境づくり総合対策」を打ち出し、緑の長期総合計画の策定をはじめ、緑の環境管理の強化、1千万本植樹作戦の展開、森林公社（仮称）の設立の推進等を掲げ、58年度から実施に移すため県民運動を開催することを明かにした。

なお、新年度予算に盛られた業界関係の主な事業は、下記のとおりであ

る。

(水質保全課) 都市河川浄化対策(766万1千円)=特別浄化対策事業、生活排水対策(3,890万2千円)=地域対策モデル事業(共同処理施設整備)補助など。地盤沈下監視測定(9,505万円)=水準測量の実施、水準基標の移設10基など。地盤沈下観測井整備(6,358万円)=東越谷観測井整備3本浦和市東部、日高町の2観測所整備、和光観測所改築など。

(環境整備課) 産業廃棄物処理施設等監視指導(1,747万7千円)=産業廃棄物処理業者指導、埋立完了地適正検査等。広域廃棄物埋立事業推進(3,556万7千円)=基本計画策定など。

(自然保護課) 緑の普及推進体制整備(2,438万4千円)=住民共同緑化活動援助(苗木5万本)など。県営射撃場建設(7,229万6千円)=測量、平面図作成、地質調査及びアプローチ道路用地調査。自然公園施設整備(2,180万円)=朽木広場整備、奥秩父登山道補修、奥武蔵自然歩道整備。首都圏自然歩道推進(4,940万円)=歩道施設整備、詳細路線図作成。ふるさと歩道整備(1億5,449万3千円)=新規2コース、継続4コースの歩道施設整備、管理委託等。両神国民休養地建設(1億6,892万9千円)=園地及び管理道整備、幹線歩道地質調査、設計委託など。

(消防防災課) 消防施設等整備(1億5,385万円)=防火水槽(20m<sup>3</sup>級75基)防火戸戸(50基)、耐震性貯水槽(40m<sup>3</sup>級11基)など。県有施設耐震性貯水槽設置(1億2,096万円)=設置予定15基

＜衛生部＞ 卫生部が所管する昭和58年度当初予算は250億4,953万2千円で、前年度同期比13.9%の減である。大幅減少は大規模プロジェクトで実施した小児医療センター建設事業が前年度で終了したことによる既定現象である。衛生部にはこのほか公営企業会計に属する病院事業の1,330億172万4千円がある。

以下一般会計に盛られた関係事業の主なるものを所管課別に連記した。(カッコ内金額は、当該事業予算)。

(衛生総務課) 加須保健所改築(1,440万円)=改築に伴う実施設計費。県立北高等看護学院学生寮建築(9,104万円)=県立小原准看護婦学校校舎及び学生寮の改造、面積666.8m<sup>2</sup>。

(保健予防課) 県民健康福祉村(仮称)建設(3億702万8千円)=外周道

路及び橋染並びに管理用道路等周辺整備。

(食品環境衛生課) 動物指導センター整備(797万9千円)=抑留処分棟の改築、地質調査及び設計委託。公衆浴場助成(5,813万4千円)=施設改善資金貸付、同利子補助、近代化設備改善資金補助等。簡易水道等施設整備補助(5,506万5千円)=行田市ほか4町村。

(県立病院課) 衛生短大施設整備(3,650万円)=都市ガス管改修、1号館飲料用貯水槽及び2号館暖房用配管の改修。ガンセンター新病棟増築(58~60年度継続、事業費総額20億4,863万円)。県立小原療養所治療棟、調理棟改築に係る実施設計=以上2件は病院事業会計に依る。

＜商工部＞ 商工部が所管する58年度予算は、一般会計が471億5,417万3千円で、前年度同期比4.6%の増である。また同部が関係する中小企業近代化資金特別会計が153億890万4千円で、伸び率は実に75.7%の大幅増、この合計は624億6,307万7千円である。

予算内容は長期化した不況を反映、地場産業の振興、中小企業対策への配慮が目立つ。また、新たに登場した先端技術産業の育成、さらに中小企業のエレクトロニクス導入に対する各種の助成が際立った特長である。

注目の産業文化センターの建設が具体化へ一步踏み出し、調査費が予算化された。なお関係事業又は施策は、下記のとおりである(カッコ内金額は予算)。

(商工総務課) 産業文化センター(仮称)建設(2,348万円)=設計コンペ、地価調査、建設地ボーリング調査等。地場産業振興センター設置推進(2億1,035万円)=センター建設補助、第3セクター設立出資金等。

(商業観光課) 小売商業近代化対策(6,343万9千円)=商店街環境整備及び商店街造計画策定の補助等。ショッピングモール整備事業(1,025万円)=ショッピングモール促進診断(1地区)及び整備補助。

(工業振興課) ミニ工業団地整備促進事業(947万3千円)=基本計画策定費補助(4市町)、実施計画作成費補助(1市)等。

(金融課) 制度資金貸付金の予算総額は370億9,210万4千円が計上された。中小企業事業資金(63億180万9千円)=融資期間5~3年以内、利率7.7%以内、限度額2,000~1,500万円以内。中小企業振興対策特別資金(22億2,183万3千円)=融資期間6~4年以内、利率6.4%以内、限度額2,000

～1,500万以内。無担保無保証人特別資金（114億5,422万2千円）＝融資期間5～3年以内、利率6.8%以内、限度額300万円以内。無担保有保証人特別資金（18億229万6千円）＝融資期間5～3年以内、利率7.1%以内、限度額1,000万円以内。**中小企業組合振興資金**（4億184万円）＝融資期間・共同事業7～5年以内、構成員転貸1年以内、利率・共同事業7.7%以内、構成員転貸8%以内、限度額・共同事業5,000万円以内、構成員転貸300万円以内。高度化資金貸付金（121億8,351万7千円）＝工場等集団化、共同公害防止等。**設備近代化資金貸付金**（12億7,500万円）＝設備近代化、設備貸与事業。

＜農林部＞ 農林部が所管する58年度予算の合計額は466億1,383万7千円で、前年度同期比2.2%の減少である。

以下関係事業別の事業の概要は次のとおりである（カッコ内金額は当該予算）。

（林務課）**林道開設**（17億7,324万4千円）＝41路線、延長22km。既設林道改良整備（6億4,812万3千円）＝76路線、31km。林業地域総合整備（1億3,143万円）＝林道開設3路線、延長1,6km、集落林道開設1路線800m。**公共治山**（14億1,238万2千円）＝復旧治山、予防治山、地すべり防止、重点地区総合治山等、80ヶ所、231ha。県単治山（1億3,300万4千円）＝小規模治山等44ヶ所、13ha。57年発生林道施設災害復旧（1億5,855万4千円）＝69路線141ヶ所、延長2,7km。

（耕地計画・耕地事業課）**土地改良事業計画等調査**（1億2,285万円）＝農業基盤整備調査、国庫委託調査等。**農業用水合理化対策**（18億1,991万4千円）＝対象2地区、幹線水路工558m、パイプライン土地整備、暗渠排水工等。県営かんがい排水事業（17億6,697万8千円）＝基幹的用排水路施設の新設又は改良、対象8地区、排水路工1,1km、用排水路工6.3km。農道整備事業（2億5,758万円）＝広域農道1地区、一般農道1地区、新規1地区用地買収。県営ほ場整備（26億9,240万円）＝継続16地区248ha、新規2地区42ha。**農村基盤総合整備パイロット事業**（46億6,400万円）＝モデル農業団地育成対策とする用排水施設、農道及びほ場の整備、継続1地区、55.1ha。県営畠地帯地合土地改良事業（4億5,280万円）＝継続3地区、排水92m、区画整理60da、農道1.7km。県営排水対策特別事業（3億2,715万円）＝基幹排水施設

新設改修、対象6地区、排水路工、樋門工一式。**埼玉合口二期事業**（6億2,360万円）＝末端事業、用水路工延長2,068m。同上團体営事業（3億600万円）＝継続4地区、用水路工1,584m（見沼土地改良区から受注）。**団体営土地改良事業**（23億9,381万7千円）＝県営以下の中小規模の土地基盤整備を行う事業で、内訳＝かんがい排水13地区（2億3,276万円）、農道整備50地区（6億1,164万円）、ほ場整備8地区（2億2,774万円）、土地改良総合整備18地区（3億7,258万9千円）、農業集落排水12地区（6億2,230万円）、調査設計6地区（1,210万円）ほか。**県営単独土地改良事業**（11億3,677万2千円）＝国庫補助対象外の小規模なかんがい排水等の事業、対象186地区。

＜住宅都市部＞ 住宅都市部が所管する58年度予算は、857億4,031万4千円で、対前年度同期比1.4%の増、このほか、県営住宅管理事業、流域下水道管理事業及び県民ゴルフ場事業の3つの特別会計があり、その合計は109億3,140万7千円で、前年比19.9%の増である。以上合算額966億7,172万1千円がこの部の総予算額である。

業界が最も係りのある事業をもつ部としてその内容に深い関心がもたれるところであるが、県の財政事情からその例外たりえずおしなべて厳しいものとなっている。ただ都市計画事業関連の土地区画整理事業は前年度比48.2%増となったほか、公園緑地関連事業並びに県営住宅建設費が2桁の伸びで注目される。以下関係事業の主なるものを課所別にあげると、次のとおりである（カッコ内金額は当該事業予算）。

（環境整序企画室）伊奈北部地区宅地造成事業（4億2,773万4千円）＝総合選択制高校校用地造成（施行面積5.7ha）。環境整序計画推進（1億1,658万5千円）＝新交通システム関連地区画整理事業（施行面積225ha、65年度継続事業）

（都市計画課）都市計画調査（3,817万円）＝線引き見直しの実施、用途地域見直し等。宅地供給促進計画策定（2,300万円）＝人口急増都市（4市）における宅地供給計画の策定。土地区画整理事業（58億8,617万6千円）＝住宅都市整備公団受託杉戸西地区（施行面積118.3ha）、同加須・大利根地区（施行面積97.4ha）市町村区画整理事業補助（19地区）、土地整理組合等補助（対象20地区）。

（公園緑地課）都市公園整備（33億3,233万円）＝大宮公園ほか19公園、

大宮公園プール改修(6億6,483万6千円)＝水泳プール拡張整備、三田ヶ谷水族館(仮称)建設2年次分(3億791万6千円)＝本年10月オープン。県営野球場建設調査(1,000万円)＝大宮市に建設の基本設計、第3水上公園建設調査(500万円)＝県西地区建設で基本構想策定。県民ゴルフ場整備及び管理(12億9,048万1千円)＝西コース9ホール建設。

(都市施設課) 街路整備(12億6,449万3千円)＝浦和市地区道場三室線ほか42路線。街路改良事業(67億5,440万円)＝浦和～上屋地内仲仙道ほか29路線。街路舗装(2億3,400万円)＝浦和～川口・大宮東京線ほか3路線。立体交差築造(8億5,710万円)＝和光市・広沢原清水線ほか4路線。橋梁整備(1億6,500万円)＝春日部駅東口駅前大橋、鉄道高架事業(20億2千万円)＝東武・伊勢崎線草加市地内。住宅宅地関連街路整備(6億2,100万円)＝大宮市地内中央通線ほか2路線。

(下水道管理課) 流域下水道の管理(50億3,986万6千円)＝荒川左岸南部など5流域下水道の推持管理。

(下水道建設課) 流域下水道整備(295億7,000万円)＝荒川左岸南部ほか5流域下水道の整備。都市下水路整備・芝川(8,000万円)＝上尾市から受託分。砂川堀(4億120万円)＝所沢市ほか3市2町。

(建築指導課) 地質地盤図作成調査(866万6千円)＝朝霞市ほか4市町の地質地盤図作成、かけ地近接危険住宅移転(436万円)＝吉田町ほか5町村補助(6戸)。

(住宅行政課) 住宅需要実態調査(313万8千円)＝住宅改善計画等の調査。住宅建設資金融資事業(107億6,209万9千円)＝新築等貸付2,000戸、賃貸用共同住宅30戸。

(県営住宅課) 58年度公営住宅建設(19億6,280万9千円)＝計画戸数625戸(中層595戸、高層30戸、58～60年度3年継続初年次分)。单年度公営住宅建設(6億3,223万3千円)＝50戸(耐火2階建20戸、中層30戸)。既設公営住宅改善(3億8,899万2千円)＝増築120戸、県営住宅の管理(46億106万円)＝16,150戸の維持管理。

〈土木部〉 土木部所管予算は、一般会計が968億3,368万4千円で、対前年当初比4.4%増(40億5,784万円)、特別会計(用地事業、埼玉大橋有料道路事業)は134億4,208万6千円で同じく前年度比1.3%減(1億7,606万4千

円)で、合計1,102億7,577万円で、前年対比3.6%増(38億8,177万6千円)である。

各課別新規事業及び主要施策(カッコ内金額は当該事業予算額)

(用地課) 公共事業移転資金融資事業(12億4,033万5千円)＝公共事業移転者貸付金、利率5.5%、貸付限度額1千万円、融資期間20年以内。

(道路建設課) 道路改良・単独(48億9,396万8千円)＝大間木藤線ほか125路線、延長10.7キロ。道路改良・公共(73億7,900万円)＝27路線、延長12キロ、特殊改良一種(18億5,800万円)＝30路線、延長6.9キロ、特種改良二種(1億5,800万円)＝秩父名栗線ほか6路線、延長0.5キロ、特殊改良三種(14万円)＝一般国道299号、延長0.2キロ。交通渋滞解消(3億7,000万円)＝一般国道25号＝一般国道299号、延長0.2キロ。交通渋滞解消(3億7,000万円)＝一般国道254号ほか20カ所。踏切除却(3億8,100万円)＝針ヶ谷岡線ほか1路線。改築関連(8,000万円)＝浦和越谷線ほか16路線。自転車道(三郷幸手線)整備(1億円)＝延長6キロ。大規模自転車道(川越狭山線)整備(1億円)＝延長2.6キロ。住宅宅地関連公共施設(道路)整備(2億1,000万円)＝毛呂山団地、丸ヶ崎団地。

舗装新設・単独(8億7,200万円)＝48路線、延長12.1キロ。舗装新設・公共(14億7,400万円)＝20路線、延長23.1キロ。特種改良四種(5,200万円)＝3路線、延長3.3キロ。

橋梁架換・単独(10億3,000万円)＝東京平方線昭和橋ほか42橋(新規23橋)。橋梁整備・公共(44億8,500万円)＝川越上尾線入間大橋ほか22橋(新規7橋)。

(道路維持課) 交通安全対策(39億6,200万円)＝歩道整備126ヶ所、延長34.2キロ、歩道改良10ヶ所、延長3.2キロ、防護柵整備、延長12.5キロ、道路照明設置378基、横断歩道橋新設2ヶ所、その他(道路標識・視線誘導標設置、区画線整備等)。交通安全施設一種(27億1,800万円)＝歩道整備61ヶ所、延長30.8キロ、横断歩道橋1カ所。

舗装道整備(36億3,503万3千円)＝161カ所、延長65.7キロ、舗装補修(9億5,800万円)＝9カ所、延長8キロ。道路環境整備(14億5,400万円)＝側溝整備125カ所、延長22.3キロ、道路緑化31カ所、延長9.4キロ、その他(路面・ガードレール清掃、街路樹・グリーンベルト維持管理)。災害防除(2億7,500万円)＝16カ所(ロックフェンス、ロックネット、モルタル吹付等)。災害防

除・公共(4億6,400万円)=9カ所(ロックネット、ロックフェンス等)、特殊改良(8,600万円)=旧道処理。

橋梁修繕(4億200万円)=51カ所、橋梁補修(2億5,300万円)=3カ所。

(河川課) 地盤沈下対策(17億1,000万円)=排水機場建設鴨川ほか2カ所。

河川改修調査(2億6,100万円)=測量、河道計画等。都市河川改修(46億1,686万7千円)=改修延長2.2キロ、用地取得4ヘクタール、橋梁架換一式。河川改修(14億9,000万円)=改修延長7.2キロ、用地取得1.2ヘクタール、橋梁架換一式、河川環境整備(2億7,500万円)=河道整備、浚渫、緑化、河川環境整備・公共(8,240万円)=河道整備、浚渫、河川維持修繕(10億7,200万円)=雑草刈払、浚渫、ゴミ除却、転落防止柵、護岸修繕、河川修繕(4,800万円)=護岸修繕、浚渫、中小河川改修(27億1,000万円)=河道改修、延長2.5キロ、用地取得2.2ヘクタール、橋梁架換、排水機場一式、小規模河川改修(3億5,400万円)=河道改修、延長960メートル、用地取得、橋梁架換、樋門一式、河川局部改良(2億8,200万円)=河道改修970メートル、用地取得、床固工、樋固工、樋管工一式、総合治水対策特定河川事業(39億2,000万円)=河道改修、延長350メートル、用地取得、橋梁架換一式、都市小河川改修(7,440万円)=河道整備150メートル、用地取得。都市河川治水緑地事業(21億4,000万円)=用地取得6.6ヘクタール。多目的遊水地事業(5億8,400万円)=護岸工、用地取得。河川激甚災害対策特別緊急事業(63億5,000万円)=護岸工1,800メートル、用地取得、排水機場自体一式、河川工作物関連応急対策(2,400万円)=樋管工、護岸一式。障害防止対策(1億9,490万3千円)=河道改修120メートル、用地取得。住宅宅地関連公共施設(河川)整備(57億5,400万円)=護岸工4,687メートル、橋梁架換5橋、用地取得。流域貯留浸透事業(2,800万円)=浸透貯留併用型2カ所。

土木災害復旧(12億4,579万6千円)=応急災害復旧(2,000万円)、56年発生分(4億2,407万5千円)57年発生分(8億172万1千円)。

(ダム砂防課) 砂防維持修繕(1億1,000万円)=護岸工、河道整備、防護柵工等、砂防施設(7億3,850万5千円)=流路工、護岸工、ダム工等60カ所。通常砂防(16億4,300万円)=流路工等34ヶ所。砂防設備修繕(600万円) 砂防調査(7,000万円)=調査、測量。地すべり対策(6,900万円)=調査観測、表面排水工等5ヶ所。急傾斜地崩壊対策(4,300万円)=落石防止擁壁工等2ヶ所。急傾斜地崩壊対策・公共(1億円)=法棒工等3カ所。

ダム建設(13億6,000万円)=合角ダム工事用道路、用地取得、物件調査。

権現堂調節池水門、用地補償。有間ダム建設(35億円)=本体工事、管理事務所建物、付替道路。

(建設管理課) 土木工事積算等電算システム開発(8,939万円)=開発業務委託、電算機器貸借、電話回線設備等。建設発生材処理対策(900万円)=建設残土の改良利用調査委託。

<教育局> 教育局の58年度予算は2,880億6,776万7千円で、前年同期比2.4%の増である。教育局所管事業のうち業界に直接関係する校舎の新設、増改築その他社会教育施設の建設事業は実施の段階ですべて住宅都市部營繕課に業務が移されるものと理解されたい。

以下局内所管課別事業概要は、次のとおりである(カッコ内金額は当該事業予算)。

なお、既発注の継続事業はこれを除く。

(財務課) 県立高校校舎増築(10億8,252万円)=坂戸西、川越南、春日部工業の3校。同格技場建設(12億9,877万8千円)=小川、深谷第一、川越南、大宮武蔵野、富士見、熊谷商業の6校(3億3,623万9千円)。県立越谷養護学校高等部棟建設(3億2,058万円)=R C造平家建、1,072m<sup>2</sup>。所沢養護学校体育館建設(1億2,680万円)=S R C造、666m<sup>2</sup>。熊谷養護学校校舎増築(5,381万円)=重度障害児(生徒)用便所、R C造158m<sup>2</sup>(3カ所)。県立加須青年の家改築(4億5,329万8千円)=管理研修棟R C造2F、2,250m<sup>2</sup>、宿泊棟R C造2F、1,250m<sup>2</sup>、体育館R C造、1,350m<sup>2</sup>(58~59年度継続事業)。

(学校建設課) 59年度新設高校建設(23億9,583万8千円)=仮称・川口、所沢、八潮の3校普通教室棟。58年度新設高校建設(2年次分、85億4,920万5千円)=浦和東、上尾橋、川越初雁、鳩山、草加西、入間向陽、新座総合技術の7校の特別教室棟、重層体育館等。57年度新設高校建設(3年次分、5億8,129万2千円)=越谷東、宮代、狭山清陵、大宮南、鶴ヶ島の5校の外構工事等。56年度新設高校建設(終年次分、4億8,391万8千円)=騎西、岩槻北陵、松伏の3校の外構工事等。総合選択制高校建設(58~61年度継続初年次分、27億6,173万8千円)=理科棟、数学棟、第一体育館等の建設。県立肢体不自由養護学校建設(3,588万9千円)=地質調査、建設設計。

(学校保険課) 学校給食総合センター建設費補助(1億5,200万円)=(財)埼玉県学校給食会に補助(冷凍倉庫、低温倉庫)。

〈企業局〉 企業局が所管する公営企業会計は、電気事業、工業用水道事業、水道用水供給事業、宅地造成事業及び観光施設事業の5会計からなり、58年度予算（資本的支出）の合計は625億7,815万9千円で、前年度同期に比べ14.7%の増である。

58年度新規着手する事業には、南部浄水場の建設と本庄地区宅地造成事業がある。なお、各事業会計別主要事業概要は、次のとおりである。（カッコ内金額は当該事業予算）。

（工業用水道事業） 南部工業用水道建設（4億1,296万2千円）＝柿木浄水場沈でん池設置ほか。

（水道用水供給事業） 広域第一水道用水供給施設建設（184億8,122万3千円）＝取導水施設、浄水施設、送水施設各工事及び南部浄水場用地取得など。広域第二水道用水供給施設建設（272億3,588万7千円）＝取導水施設、浄水施設、送水施設の各工事のほか。

（宅地造成事業） 児玉地区宅地造成（21億1,600万円）＝道路築造、水路築造、整地工事など。幸手地区宅地造成事業（16億6,500万円）＝道路築造、水路築造工事ほか、伊奈北部地区宅地造成（16億8,700万円）＝整地工事（住宅都市部委託）。本庄地区宅地造成（26億8,700万円）＝用地買収、道路築造工事など。宅地開発調査（2,660万円）＝基本構想策定、不動産鑑定等。

〈警察本部〉 警察本部所管の58年度予算のうち関係事業予算の合計は49億6,848万5千円であって、この予算に盛られた主な事業は次のとおりである。（カッコ内金額は当該事業予算額）。

大宮西（仮称）、新座（仮称）警察署庁舎新築（7億1,641万5千円）＝継続一年次分（58～59年度継続、総事業費14億549万4千円）。警察体育館・音楽隊合同庁舎建設（5億8,954万7千円）＝2年次分（57～58年度継続、総事業費10億844万2千円）。警察官待機宿舎建設（1億6,878万8千円）＝R C造1棟12戸（債務負担行為による建設するもの、独身寮R C造2棟110室、待機宿舎R C造3棟42戸を予定）。

派出所、駐在所整備（2億6,033万円）＝新築・改築11ヵ所及び既設建物の防音、冷暖房施設5ヵ所。

交通安全施設整備（33億9,631万8千円）＝信号機、標識等の整備、交通管制システム、情報システムの拡充整備。

## 次世代を拓くものは 活力ある社会基盤づくりから

### 松永衆議院建設常任委員長

#### 公共事業の拡大推進を図る

このたび衆議院建設常任委員長に就任した本県1区選出の松永光議員は、去る1月31日（埼玉県建設業協会常任理事会に臨み、懇談約1時間、活力ある21世紀を拓くため、今世紀残る17年間何を為すべきかを論じ、――繁栄の基礎をなす公共投資を惜しみではないことを強調、一部財界筋から出ている公共事業抑制論を批判した。

以下の本文は本誌記者の責任において採録したものである。

#### 国土の荒廃は即文明の衰亡

これから17年すれば21世紀の時代になるが、この間着実に建設投資を行っていけば日本は繁栄の21世紀を迎えることができる。しかし、これまで問題視されたように、当否の見境いもなく福祉関係に予算を注ぎ込み必要とする建設投資を怠れば国土は荒廃に陥り、21世紀以降の日本は衰退期に入るであろう。

国家でも民族でも長い歴史の中には成長期、発



展期、成熟期そして衰退期があると思う。昨年、京都大学の向坂教授は「文明の滅びる時」という著者を出し、これがベストセラーとなつたが、これは国家とか民族とか文明は、ある要素が備わると必ず衰退し滅亡するといった内容である。最も悲しいことは文明の滅亡である。

例えば、エジプトという国は4000年前に見事な文明をもって存在したが、この国は現在の国エジプトとは全く繋りがないのである。文明が継承されていないのである。古代エジプトが残したピラミッド、スフィンクスやスタンカーメンといった遺蹟に文字が刻まれている。若し現在のエジプトが連続と継続した国であったならば、それら残された文字は今日のエジプト人によって読みとられる筈である。中華人民共和国は4000年以上の歴史を持つ国であるが、国家として継続し文明もまた継承されてきたので、今日でも古代からの文字が読み、かつ立派に通用している。ところが古代エジプトは国家とともに文明が滅びたので文字が読みなかつたのである。遺蹟の中に残された文字は現在のエジプト人が読んだものでなく、ナポレオン時代同地を探検したフランス人が解読したのである。

古代エジプトはなぜ滅亡したかというと、往時この国には沢山の樹木が生息したが、当時の人はこれをエネルギーつまり燃料として消費しつくした。また、当時羊を飼うことを覚え盛んに放牧したため羊によって草木は食い荒されたため国土は荒廃し終局は国とともに文明も滅びたといわれる。それにひきかえ中国の文明は滅びなかった。樹木の無くなる前に石炭が発見されたのである。

ローマ人も高度の文明を拓いたが、被征服民族を奴隸とし農耕から生活のあらゆる面に使用し、自らは贅沢と放縱の生活にふけった。その結果文弱となり遂には屈強で勤勉なゲルマン民族のために滅ぼされた。

今日の米国も文明が頂点に達し社会的に難しい問題を抱えるようになっている。その大きな理由は、荒廃するアメリカといわれるごとくやるべき公共投資を怠ったからである。泥沼化したベトナム戦争によって長い間公共施設に対する十分な維持管理を怠ったため、高速道路はいたるところ荒廃し、ここに架かる長大吊橋が崩壊し大多数の人命を失うという大事故があったが、長年維持補修への投資を怠ってきたツケが回ってきたものである。1例であるが、こうした社会環境の荒廃が人の心までもすさんだものにまでした。

翻って日本はどうか、国土は未だ整備し尽されたとはいえない。しかし明治維新このかた近代文明を受け入れ、今日は一応の成熟期にあるといってよい。ただ人口構成の行方を見ると21世紀は大変なことになる。今日日本の人口は1億1千7百万人、そのうち65歳以上のは1千万人で約9%である。17年後の21世紀に入るとこの65歳以上人口は倍の2千万人になる。幸いにも今のところ労

働力人口は増える傾向にある。老齢化も進むが労働力人口も増える。しかし、21世紀に入る昭和90年代になると労働力人口は減ってくる。いわゆる衰退期を迎える要因が生れるのである。

しかしながら21世紀を迎えるまでの17年間に尽すべきことを尽して置けば、21世紀は活力あるものとなるのである。そのために私は二つのことをなすべきだと思う。一つは「安全で効率的な国土」をつくること、他の一つは「快適な生活環境」をつくることである。しかもそれらは経済力のあるうちにに行うべきである。

#### 投資は国政の大本

さて、今日の日本は安全かというと私は必ずしもそうとは思わない。昨年の台風災害一つを見ても自づから明かである。日本の国土の6割強は山地、そこから流れる河川の流量変化は200倍、利根川などは1,000倍ともいわれる。欧米のそれは大概二桁台である。普段は水量少なく平穏な河川も、一度豪雨に見舞われると大変なものとなる。国土の3分の1といわれる平野部もその半分がこの危険地帯であり、その8割のところに生活が営まれているのである。こうみるといかに河川（治水）事業が大切かが分かる。いま河川事業は第6次治水計画の第二年目にあるが、計画どおり進められたとしても全体の64%、中小河川に到っては24%にしか過ぎない。従って国土の安全はまず治水を第一とすべきものと思う。

次に効率的な国土づくりであるが、道路の現状は皆さんが日頃体験のとおり渋滞と混雑による過密状態である。58年度から第9次道路5ヵ年計画が実施に移されるが、事業費に38兆円が見込まれる。これは第8次に比べ34%の増である。ところ

で国会の一部で道路の拡張はこの程度でよい、舗装は済んだとかの声がある。私はそうは思わない。高速道路は通ったが、機能的には十分なものでない。一般地方道等にしても同様である。昔から「二流の道路では一流の経済は成り立たない」といわれているがそのとおりと思う。今から20年前の道路事情と今日の道路を比べ大きな飛躍であるが、経済も大幅な伸展をきたしている。道路整備は国の経済の大本である。引続き道路への投資は大切である。

二番目の快適な生活環境づくりであるが、日本ではなおやるべきことが沢山ある。その一つに下水道事業がある。現在の整備率は31%であるが、欧米先進国では80~90%である。これは歴史が違うからで欧州では300年も前から建設を行ってきた。一般に生活様式を異にしたことにもよるが、近代国家として整備の促進がまたれるのである。都市施設、街路等においても然り、今後区画整理を促進し整然たる街づくりが21世紀を迎えるこの17年間の課題でもある。従って公共投資は思い切って投入すべきである。

58年度予算で地方交付税と国債費を差引いた実質増の一般歳出はマイナス31%。公共事業費は事業量で57年度並みを確保したが、これは相当の努力である。ともかく公共投資の拡大には大いに世論を喚起する必要がある。

国債が100兆円といわれる中で、国の財政は大幅な赤字となっている。この大幅な赤字をもたらしたもののは公共事業投資のせいではない。昭和48年時の公共事業予算は2兆8千億円、総予算の約20%。社会補償関係予算は2兆1千億円で18%、その開きは7千億円であった。ところが現在は、

社会補償関係費が9兆円で総予算の18%に対し、公共事業費は6兆3千億円の12.6%で、比率は逆となり社会補償費が3兆円も上回っているのである。

公共事業費が増えれば関係企業を通じ税収増になるが、社会補償費では税収に繋らない。従って景気浮揚の働きがない。これを過去10年間続けてきたことが財政赤字となった最大原因である。要するに世論がそうさせたのである。本当に困る人、障害者等には救援の手を差しのべる必要がある。しかし現実は必ずしもそうでないところに問題がある。このまま無原則に社会補償関係費が増大し続ければ、21世紀はどうなるか、社会的衰退を来たすことは容易に察しがつくのである。こうした事態を避けるためにも国民世論を喚起し、公共事業を増し行うべきことは行うということを世論として打ち出さなければならない。

これを実行するとすればその力は日本はある。しかも外国に比べ非常によい状況下にある。それは国民に貯蓄力があるからである。今日の日本は国民総所得の20%が貯蓄に回っている。欧州では10%、米国では5%で日本の貯蓄力は群を抜いているのである。この高い貯蓄を国民のために有効に使うことである。これを怠れば却ってマイナスを生じる。この貯蓄率が伸びを示す現在建設国債を増発し公共投資に向けることによって活力を生みだすという思い切った発想の転換が必要である。財政問題となるとどうも建設省は国民的PRが下手である。流石大蔵省はこの点徹底し赤字財政を盛んにPRしている。

最後につけ加えて置きたいことは、最近建設業界においては受注合戦が熾烈のようである。これ

は契約問題にも係ることで、先に自民党においては党としての見解を示し、基本的考え方を明かにしたところであるが、私は内容として当を得たものと思っている。ともかく受注問題は一般製造業とは異り、公共事業の場合は買手（官庁）が強く、売手（業者）は弱い立場にある。そこで弱い立場を防衛するため手段を劣する。無論競争の原理を否定するものではないが、むやみと競争することは決してよい結果を生じない。競争の中にも自づから秩序がある筈で、その秩序を守ることが必要であることは申すまでもない。

次に過当競争であるがこれは避けなければならない。企業として出血受注などは論外である。しかしこの過当競争を巻き起すことの一つに無制限に業者の増える現在の制度にも問題がある。何等かの歯止めが必要であると思っている。また、大手業者と地方中小間の受注分野も何等かの形で分つべきで、大手は海外進出の途があり、中小は相応の技術の向上を図って然るべきで、この間行政面では弱肉強食を排除する配慮もまた必要である。将来建設業の真のあり方をあらゆる角度から検討し、大手は大手業者として、地方中小は中小業者としてそれぞれ分に応じ活躍する舞台を提供することがこの面の政治に携わる者の使命と思っている……と結んだ。（文責・W）



## 知っておきたい税の仕組み

世界同時不況が続く中で、景気の行方は依然として不透明下にあります。オイルショック以来幾度かの危機を乗り切ってきた建設産業界も、連続4年公共事業費伸び率ゼロは流石に応えることとなった。こうした情勢下でさらに追い打ちのかかったのが徴税の強化であります。特に中小業界にとっては税の悩みは深刻であります。

税金はいつの時代でも少ないことを望んできたものの、一般に税の仕組をむずかしく考え、煩わしいものとして他人にまかせ、税に対する真の知識を求めることがなかったため、無駄な税金を納めてきたケースが意外と多いことに気がつくものです。こうした税への無関心からようやく目覚め、最近一般に節税が真剣に考えられるようになりました。ここで一口に節税と申しましても複雑多岐にわたる税の仕組の中で、逐一具体的に述べることは容易でないばかりか誤解を招く怖れがありますので別の機会に譲ることとして、ここではまず税の仕組みを知ることを優先にし、最近最も関心のもたれるものから順次とりあげ、本誌の号を追ってシリーズものとして掲載することといたします。(W)

### 相続税=相続にかかる税金

相続税は、死亡した人（被相続人）から相続や遺贈によって財産を取得した人に課せられます。遺贈とは、遺言によって財産を他人に無償で与えることですが、この遺贈には贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与（死因贈与）も含むこととさ

れています。

また、相続財産法人から特別縁故者が相続財産を取得したときは遺贈があったものとされます。

財産取得の時期は、相続開始のとき（被相続人が死亡の時）または相続財産分与の時とされます。

相続財産（遺産）を「誰が、どのような割合で相続するか」については、民法で規定されております。実際には、遺言や相続人の協議などによる場合が多いので、民法の規定どおりに相続財産が配分されるとは限りませんが、相続税の計算では、この法定相続による配分法が基礎になりますので、民法の規定を知っておく必要があります。

**相続税のかかる財産** 相続税のかかる財産は、原則として、相続や遺贈によって取得した全財産です。この財産とは、金銭に見積ることができる経済的価値のあるすべてのものをいいます。営業権、電話加入権、借地権、特許権なども含まれます。ただし、相続税はそれらの遺産総額から被相続人（亡くなった人）の借金や未納の税金、葬式の費用などを差し引いた正味遺産から、更に基準控除額（2,000万円+400万円×法定相続人数）を差し引いた残りの額にかかります。なお、生命保険金は250万円×法定相続人数の額まで、また、死亡退職金は200万円×法定相続人数の額まで遺産総額に含めません。

『注』相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産があるときは、その財産の価額が正味の遺産額に加算されます。

**配偶者控除**・相続税は、正味の遺産額を基として計算しますが、亡くなった人の配偶者については、次のように税金が軽減されます。

①配偶者が相続した財産で、正味の遺産額の2

分の1までは、相続税がかかりません。

②配偶者の相続した財産が正味の遺産額の2分の1より多いときでも、その額が4,000万円であれば、相続税がかかりません。

この配偶者控除を受けるには、相続税の申告をする必要です。

『注』 遺産分割協議書には、定められた様式はありません。「誰が、どの財産を、どれくらい相続する」を書きだし、相続人全員が合意した旨の実印を押してできあがります。申告書の提出期限までに遺産の分割が行われていない財産には、配偶者の税額軽減の適用がありませんが、期限から3年以内に分割が決まれば「更正の請求」という手続をすることにより、適用が受けられます。

**相続財産の評価**・相続財産の評価は、原則として、財産を取得した時の「時価による」ことになっていますが、実際には、財産の大半を占める主な資産は、国税庁が定めている「相続税財産評価に関する基本通達」により評価方法が決められていますので事例として発生した場合は、税務署ないしは税務専門家の指導を求めることになります。

『注』 本項に関連「評価の問題点」を付記しましたので参照されたい。

**相続税の計算**・相続税の計算は、まず税の総額を次の順序で算出します。

①課税価格の合計額-2,000万円+（400万円×法定相続人数）…………(A)

②(A)×各相続人の民法の規定による法定相続分、各人ごとに算出…………(B)

③(B)をもとにして、税額を適用して各人ごとに

税率を求め、これを合計します。相続税の総額…(C)

相続税の総額を、各人の取得した課税される財産の価額に応じて、次のように按分し、各人の納付する税額を計算します。

①各人の実際に取得した課税財産の価額…………(D)

②(D)の合計額を求めます……………(E)

③(D)の合計額のうちに占める各人の取得財産の価額の割合を各人ごとに求めます…(D)／(E)

④(C)×(D)／(E)=各人の相続税額

⑤以上により求めた税額から税額控除（贈与税額控除、配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除など）して納付すべき税額を求めます。

**申告と納税** 被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告することになっています。

納税も申告期限と同じ日までにしなければならないことになっていますが、相続税額が5万円を超えているときは、最高15年までの年賦で納める延納の制度もあります。また、金銭で納めることができない時は、相続した財産で納める物納の制度もあります。

#### 相続財産評価に伴う問題点

——(社)埼玉県造園業協会会員研修会における税理士・西浦正浩氏(東京商工会議所税制専門委員)講述記録から引用、同協会の許しを得て採録しました。

同講師は、財産評価に関連、自社株式、会社所有財産に対する現行評価方法の矛盾点を突き、その改善を求めていると述べていることに注目したい。以下講述内容です。

——最近特に問題化している相続税の問題に一部

触れてみたい。相続税は高過ぎるからもっと安くという運動が東京商工会議所筋から強くでている。一つの例証として皆さんのが多くが『自社株』を持っていられようが、相続発生時税務署はこの自社株を額面金額よりも過大に評価するのである。額面50円ないし500円の株を1万円にも評価し課税対象としている事実についての資産の過大評価ではないかと論議を呼んでいるのである。いうまでもなく相続税は、遺族が遺産を分配して相続するときにかかる税金であるが、過大評価等による課税の仕方が問題視されてからこの相続税の仕組みなどを調査して見ると、種々の疑問点が出てきたのである。その一つが上述の自社株評価である。これは一見対象となる会社保有資産のうち、特に土地を高く評価し過ぎるのではないかという点である。

相続税には財産評価という大事なことについて法律上に明確に定めていない。現在行われている評価の方法は、国税庁長官の「相続税財産評価に関する基本通達」によって全国の税務署が実施しているのである。この通達は単に税務署だけでなく納税者も従わなければならないことになっていることに思いをいたさなければならない。

自社株評価が高過ぎるということは、相続した場合その土地は買ったときの価格、つまり原価(帳簿価格)ではなく、その土地を時価で評価(評価替え)することによって生じている。要するに土地の評価替えが資産として株価に跳返っているのである。財産である土地は時代によっていくら値段が上ろうと帳簿価格は買ったときの値段でよいのであるが、これを取得原価主義というのが相続の場合はこの帳簿価格でなく「時価」【をもって

評価されるのである。

時価といえばまことに理解しやすいように思われるが、この時価ほど曖昧模倣としたものはない。売買の当事者により、基本的な価格は随時変わるもので値段が有って無いに等しいのである。この点を税務署当局に指摘すると、「(この評価額は)本来の売買価格の6割程度の評価であって、評価額としては決して高いものではない。」という。しかし、よく考えてみると現在利用している事業用及住居用の土地を売買価格をもって評価することには根本的に無理が生じているのではないかという観点から、いまその評価方法の見直しを求める国民世論の高まりがひろがりつつある。売買価格から割り出す評価を止め、農地評価に用いる生産性を加味した「農業投資価格」つまり農地はこの農業投資価格が本来の時価だとする方式に準じた新しい観点から評価方法の導入を求めている。土地の評価方法には税法上2つある。その1つは売買価格から割り出す「路線評価方式」、他は固定資産税の何倍かを乗じて割り出す「倍率方式」とである。このほか上述の農業投資価格をもつてする尺度もある。この農地に準ずる方式が全部の土地評価に採用されればある程度理想に近いが、残念ながら農地のみに限られているのである。農業以外の企業の場合全然こういった別の尺度がなく、単に売買価格から割り出すということで大きな矛盾がある。かように相続税に係るものだけでも種々の矛盾だらけである。こうした税法上の矛盾点をあげて来年度の税法改正に向け税制調査会に働きかけを行っていきたいと思っている。

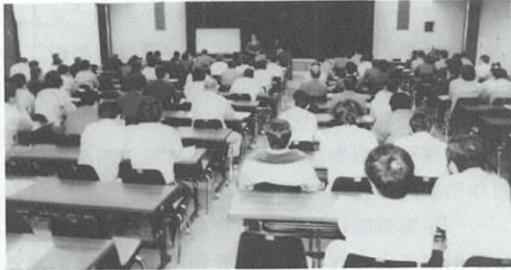
——一次号には「土地・建物などにかかる税金」について集録する予定です。

## シンポジウム開催

### 「建設機械の自動化への展望」

57.12.10

建設省田中康之建設機械課長



当建連は昨年12月10日埼玉建連会館センター大ホールにおいて、「建設機械の自動化の展望」と題したシンポジウムを開催した。このシンポジウムは労務資材委員会（川合大委員長）行事の一環として開いたもので、その狙いは、近年急速な伸展が見られる産業界のエレクトロニクス利用（ロボット化）が、生産性向上のうえで大きく寄与していることにかんがみ、建設産業界関連でどのような形で導入されかつ効用をもたらしているか、また施工分野への導入の可能性等を探究しようとするためのものであった。

講師は建設技術高度化システム開発の衝にある建設省大臣官房建設機械課長田中康之氏を迎えて、前後約1時間半の講義を受けた。

建設省ではかねてから建設技術高度化に意を注

ぎ、エレクトロニクス利用面の研究を進めており、既に一部の業界大手筋では実用化を図って相応の成果を挙げていることを踏え、同講師はわが国建設機械発達の経過から起し、建設産業界におけるエレクトロニクス化の将来展望等について、大要次のとく述べた。

#### 建設機械の現状と発達経過

いわゆる建設機械は戦後の所産で、ちなみに生産額を見てみると昭和56年時の日本の生産高は1兆2千億円、米国に次いで世界第2位の生産高である。米国は100億ドル、1ドル250円換算で2兆5千億円となり約日本の倍である。日本で生産されるうち約80%は海外に輸出されている。これは自動車産業と似ている。だが自動車と異り現状では輸出摩擦という問題は生じていないことから輸出産業としては先行き明るい展望にあるといわれるが、只今のところ世界的不況のあおりを受け苦しい経営下にあるようである。これはひとりわが国業界だけでなく世界一を誇る米国キャタピラ会社、仏国、伊国等でも同様ないしより厳しい経営下にあるようである。

さて、話を換えて物の値段を考えると、世界で一番安いものは何かというと水であろう。多少の差異はあるが、当たり100円台、次は砂利・砂類で当たり1,000円台、次がセメント類で当たり10,000円台、10万円台で鋼材類、これを加工したものの建設機械など機械類で100万円台、1,000万円台が戦車とか電子機器、1億円台となると電子計算機などとなる。こう見ると建設工事は素材類で比較的安い値段でまかなわれていることがわかる。ところで高額に属する電子機器類を建設産業界に導入した場合、果して現場に使用

して可能性があるかどうかということがまず考えられる。

話題が前後するが、わが国の建設機械発達の経過を顧むと、戦前にはミキサー、ローラーや牽引車・トロッコ類であった。本格的建設機械が国内に見たのは戦後米軍の進駐からである。米軍は進駐直後大量の建設機械を持ち込み、軍用施設の構築に当たった。余談になるが、去る大戦においてわが国敗退した原因の一つは戦争に使用する建設機械の遅れによるといわれる。大量爆撃によって破壊された飛行場が一夜のうちに復元され戦力として復帰せしめたのである。戦争の半の昭和18年頃わが軍は占領地において米軍の放棄した各種の建設機械を捕獲したが、これらを使用する術を知らなかつた。その後その偉力を知って国内で生産のため試作を行い完成の域に達したが、残念ながら実戦に間に合わなかつたのである。

戦後の昭和21年から23年にかけ米進駐軍から一部払下げを受け（当時内務省）たが完成操作に至らず、その後京都の宇治において研究、オペレーターの養成等に当たつた。昭和24・5年頃からパワーショベル、グレーダー、ブルドーザーなどの製作を開始、29年頃ようやく完成のメドがついた。この頃から國の直轄から民間の請負制に代わり、民間建設業に普及した。

昭和38年から40年にかけ東京オリンピック関連施設工事で需要が高まり、性能も向上した。また小型建設機械の生産も盛んになった。48年のオイルショック後一時需要は停滞したが、輸出の伸びでメーカーの経営が支えられてきた。

建設機械の大型化、各機種の開発とともに問題化した騒音、振動、埃の防除対策と同時に安全衛

生の面においても改良が進んだ。また建設機械の普及は時の建設投資額に比例し需要の増減、新機種が生れたのである。

#### 課題と展望

翻ってわが国の労働生産性を見ると、おしなべで他国に比し日本のそれは低いといわれ、米国の269に対し日本は199という数字で表現されるごとく低いことから、もっと労働生産性を上げるべきだという声が強まってきた。他製造業種等では働く者の年齢の若がえりが行われるが、建設産業界においては近年とみに若年者層の参入が減ってきてている。一般に生産面の機械化は高齢化対策ともいわれるが、建設業界の場合はむしろ若年者層に魅力を持たせるためのものでなければならない。

その論拠として安全性の問題がある。死亡事故発生状況一つを見ても建設業は全産業の3分の1を占めている。これは重大である。それが最近建設機械によって多発しているという現実から機械作業の『ロボット化』が真剣に考えられるようになった。また建物の高層化とともに良好な仕上りが要求されるようになり、施工面の技術の高度化、仕上り精度の向上の面からもいわゆるロボット化施工の有効性が認められるようになった。路面アスファルト舗装にフェニシアーの活躍が一つの例証である。

建設機械の発達により生産性の向上を図るという反面、前にもふれたごとく安全衛生とともに環境保全の問題がある。各種建機のオペレーターに係る振動、騒音の被害がそれで、85デジベル以上の騒音下にて常時稼働すると難聴障害をきたす、製缶工や板金工に類似した障害を生ずるのであ

る。座席の振動も常時これを受けると関節や筋肉部その他原因不明の障害(総称して振動病とい)の原因となるといわれる。こうした障害は職場の安全衛生との絡みで障害者から補償要求もありうるし、問題化し訴訟にまで発展したケースさえある。こうしたいくつか懸念される問題がロボット化によって解決し得ないものかが目下の研究課題である。

#### 官民一体で開発を推進

わが国は今日、産業ロボット王国といわれる如く先進産業に導入され急成長をなしている。しかしながら建設産業界では自動車産業など他の製造業に比べ、まことに微々たるものである。どういうものが考えられるかというと、まず設計部門、主に建築設計(フレハブ)に導入され、間取り等に応用、施工管理システムと併せ広い意味のロボット化が図られている。また、大規模埋立・造成工事のほか各メンテナンスに利用、例えば高速道路の建設計画の立案のほか維持・補修などに活用をも考えられている。エレクトロニクス化は大別して設計、施工、管理の三部門に導入することが研究されている。

実現しているものとして、トンネル工事、大型基礎工事がある。危険の多いまた暗い所の就労は一様に敬遠されることから機械ロボット化が最も発達し、偉力を發揮している。

建設省では、エレクトロニクス利用による建設技術高度化システムの開発のためプロジェクトをもって鋭意研究に当たっており、最近一部建設業界においても独自のプロジェクトをもって研究開始という現状である。

残余の時間をもって質疑に入り、次の質疑・応

答があった。

(A) 工事等のロボット化は雇用悪化に繋らないか——今日の段階では問題視されていない。機械化によって直接雇用に影響をおよぼすというより、他産業のロボット化が進むことによる余剰労働力が、大手建設産業界に参入することが考えられ、むしろこの方面的対策を考慮することが必要になろう。

(B) 技能工確保が問題となっている型枠施工の分野でロボット化の可能性は無いか。

——一定の形状、例えば煙突の構造や基礎工事などに一部活用されているが、一般向きは今後の研究課題となっている。

(C) 高層建造物、長大橋梁の塗装工事など安全面から活用の途があるのでないか。

——足場仮設に大変費用を要するので当然ロボット化が考えられ、電磁石を利用する考え方もあるが、停電等不測の事態の対応が問題として残り、一般実用化に至っていない。

(D) 本席で聞く限り建設工事における機械化はすべて大形工事を対象にしたものであるが、中小規模向けはどうか。また導入した場合の採算性が問題のようであるが、この辺の見解をうかがいたい。ロボット化には電算機が組み込まれることになるが、前段に述べた如く電算機自体は相当高価なものである。従って大型機械による高性能のものとなる。最近メインとなる親機械から子の機械の操作も研究が進んでいるが、活用はごく限られた範囲である。研究が更に進めば活用の分野も拡大されようし、価格も安いものとなろう。建設省でも民間と協力し合って小型化を含めて研究を進めている。

## 昭和58年新年賀詞交換会

英知を出し合い

苦境を克服

58.1.14

当連合会主催、傘下29団体合同の「58年新年賀詞交換会」を1月14日、午後2時30分から埼玉建産連会館センター3階大ホールにおいて盛大に開催した。

(社)埼玉県建設産業団体連合会(建産連)主催によるこの催しは、建産連が設立された翌年の昭和57年1月8日に、本県建設産業界初めての大合同賀詞交換会を、埼玉会館大ホールにおいて開催、第2回目を56年1月9日同会場で開催した。昭和57年の賀詞交換会は、新築落成したばかりの建産連会館において1月6日開催し、今度で4回目の賀詞交換会となった。

この日来賓には畠県知事をはじめ県内選出衆・参議院議員、県議会議員、建設省計画局長代理、労働省関係者、県副知事、土木・住宅都市・労働の各部長ほか県庁幹部職員など多数の臨席を得て建産連傘下29団体の構成員が一堂に会し盛況を極めた。

川合副会長が開会のことばを述べたあと斎藤会長が挨拶に立ち「外需の減少が進み失業率が上昇するなど、景気の動向はますます悪化の方向に推移する予想のなか29団体13,500の構成員は、いよいよ



いよ団結を強固にし、英知を出し合い創意と工夫をもってこの苦境を克服し、社会資本の整備充実という使命を達成したい」と新年の覚悟を表明した。

引き続き来賓として、畠知事が祝辞をのべ「国の社会情勢は困難を極め難問が山積しており、いかに活力ある社会を築くべきかが問われている。建設産業界を取り巻く環境も厳しい。公共事業の拡大が期待できず民間の投資意欲も抑制ぎみである等、皆様にはこれからも経営のカジ取りに苦労があると思う。この状況を乗り切るためにには経営の合理化、近代化を積極的に進めるとともに強力なリーダーシップを発揮していただいて、低成長期の経済環境に耐えられるような経営基盤の強化に努められることを期待する」(別掲)と、また出席した衆議院議員を代表して福永健司議員は、「建設産業は国家経済を支える産業として、国民

生活に強い影響力を持つ」と奮起を促した。また、参議院議員を代表して森田重郎議員は、「公共事業は景気浮揚の中心に据えるべきもの」と暗に公共事業の拡大策をほのめかした。次いで県議会議員を代表して高橋庄次郎議員は、「不可能を可能にする努力を強調し、創意と工夫をもって対処すべきである」との祝辞があり、続いて建設省計画局長から別掲のとおり激励の祝辞があって、午後3時半今西副会長が閉会のことばをのべ第1部を終了した。

引き続いて行われた懇親パーティーは、会場が1階ロビーと2階の第1会議室の2会場に分れ、安藤副会長、小山副会長がそれぞれ開宴のことばをのべたあと会員同志、さらには官庁職員との名刺交換などが行われ、新年らしい賑やかさのなかにそれぞれの懇親を深めた。



## 祝辞

皆さん、明けましておめでとうございます。御参會の皆様には、御健勝のうちに新しい年を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます。

また、昨年は、県政推進のため、ひとたならぬ御支援を賜わり、この席をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、1983年という新しい年を迎ましたが、国内外を巡る社会経済情勢は、相変わらず混迷と困難を極めておるようだに感せられます。長びく、世界経済の停滞の中で、我が国は諸外国から貿易摩擦の解消や市場開放や自主防衛力の増強に迫られるなどの状況もあり、更には、エネルギー資源の制約、人口構成の高齢化と生産年齢人口の減少など、ややもすれば社会の活力が失われるような課題が山積しております。

このような中で、いかにして活力ある成熟した社会を築いてゆくべきかが、今日、問われているところであります。

ところで、建設産業界を取り巻く環境も、同様に、誠に厳しいものがございます。昨今、景気の回復がなかなか思うように進まない状況の下で、国の財政再建等の面から公共事業の拡大はあまり期待できず、同時に、民間の建設投資も抑制基調であるなど、皆様には、これからも、経営のかじ取りに大変な御苦労があろうかと存じます。この状況を乗り切るためにには、経営の合理化・近代化



埼玉県知事  
畠 和

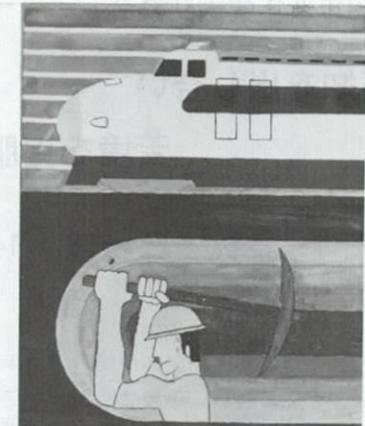
を一層積極的に進められるとともに強力なリーダーシップを發揮していただき、低成長期の経済環境に耐えられるような経営基盤の強化に努められますことを、お願い申し上げるものでございます。幸いにも、貴会は昨今、順調な歩みを続けられ、その礎をより強固なものにしつつあり、関連各業界が一致団結し、この『困難な時代』に意欲的に取り組んでいこうとされております。

どうぞ、本年も会長さんを中心に、役員並びに会員の皆様が一体となって、貴会の運営に当たり、県民の皆様から、より強い信頼を得られる団体となられますよう心から御期待を申し上げる次第でございます。

この80年代は、21世紀に向けての転換期であり、これから時代は、科学技術の革新、産業構造の変化などが進んで、社会の仕組みや人々の生き方まで大きく変わってくることが予想されております。

この対応がむずかしい時代にあって、私は、皆様の温かい御支援と、建設産業界を始めとする各界の御協力によって、変化への対応を誤ることなく、着実に豊かな郷土埼玉を創造してまいる決意でございます。

終わりに、御列席の皆様の御健勝と県建設産業団体連合会の限りない御発展をお祈り申し上げまして、私のあいさつといたします。



## 近代化への努力

所沢市立中央中学校  
2年 黒澤 正夫君の作品



熊谷市富士見中学校  
2年 大沢 裕子さんの作品

## 祝辞

昭和58年の年頭にあたり謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

埼玉県建設産業団体連合会の皆様に、平素より建設産業行政の推進につき、特段の御支援、御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして、厚く御礼申し上げる次第であります。

申すまでもなく、建設産業は国民総生産の2割に当たる建設投資を担い、経済・社会において搖きない地位を築いております。さらに、我が国が国民の要請にこたえ、豊かで住み良い社会の建設に官民挙げてとり組んでいる現在、国民がその生活の基盤となる住宅や公園、下水道、道路等の社会資本の整備を担う建設産業に期待するところは、從前にもまして大きなものとなっております。

しかしながら現在、厳しい環境下にある建設産業が、安定成長路線を歩む日本経済に適応しつつ、今後とも国民の期待に応え、活力あふれる産業へと発展していくためには、企業の健全な経営力の維持向上、請負契約関係の合理化等、多くの課題を解決していかねばなりません。

これら課題を解決していくためには、まず、何よりも建設業、建設コンサルタント業、測量業、建設資材業等、建設産業全体として緊密な連絡協調体制を確立していく必要があります。このため、建設省においても、都道府県ごとに建設産業諸団体からなる建設産業団体連合会の設立促進を図っ



建設省計画局長

永田 良雄

てまいりましたが、埼玉県をはじめ現在既に15の県でこのような連合会が設立され、さらに昭和56年6月、各県の連合会が結集し、全国的な広い視野から、建設産業の健全な発展を図るとともに、建設産業に寄せられる社会的信頼の確保を目指すことを目的とした「全国建設産業団体連絡協議会」が創設されるに至りました。

このように建設産業団体連合会活動が全国的に盛況をみるに至るまで、埼玉県建設産業団体連合会が、本活動のパイオニアとして、また「全国建設産業団体連絡協議会」の発起人の1人として果たされた役割には誠に大なるものがあり、この間の貴連合会の御努力に対し深く敬意を表するとともに、今後とも、建設産業団体連合会活動のリーダーとして御活躍いただくようお願い申し上げます。



建設省といたしましても、「全国建設産業団体連絡協議会」が所期の目的を達せられるよう、また、今後とも各都道府県において貴連合会を範として、建設産業団体連合会が設立されるよう諸般の施策を展開し、これらを通じて建設産業行政の一層の充実を図ってまいる所存であります。

終わりに貴連合会のますますの御発展を祈念して、私のあいさつといたします。



所沢市立中央中学校  
2年 越坂部きよみさんの作品

## 業界の特殊性を活かし建設事業の発展に尽力

埼玉県コンクリート圧送事業協同組合

### 設立の経緯

埼玉県コンクリート圧送事業協同組合は、本県内を企業活動の場とするコンクリート圧送業者の親睦と従業員の育成を図り、かつコンクリート圧送業界の社会的地位の向上を目指し、昭和46年4月埼玉県コンクリート圧送協会を設立、当時上尾市に組合事務所を設け組合としての活動を開始した。次いで昭和49年9月この業界の全国組織である全日本コンクリート圧送事業団体連合会（全圧連）が結成されたのを機会に単位団体としてその傘下に加盟、より広い視野に立って業界発展に尽力してきた。

昭和54年6月県内建設関連業界の一員として埼玉県建設産業団体連合会に加入、一昨年建産連会館の竣工と同時に同会館内に事務所を移転した。次いで同年8月埼玉県中小企業団体中央会の指導を仰ぎこれまでの協会組織を発展的改組して新たに中小企業団体法に基づく事業協同組合として発足、今日に至った。

### 経過

昭和54年8月新発足時の協同組合初代理事長に土屋裕保氏が就任、組合員22社、ポンプ車の保有

台数は96台、運営は理事12名によって行われ、組合活動としては全圧連統一安全技術講習会を毎年定期的に行い、労働安全と技術向上の面で多大の成果をあげてきたほか、配車の斡旋、共同購入を実施しユーザーへの奉仕を旨に作業の効率化に貢献した。また、理事会を毎月開き問題を協議するとともに各情報交換等を行ってきた。

### 現況

作業上の災害防止、安全確保のためブーム車の定期点検を隨時執行している一方、建産連会長より会員証の発行を受け傘下組合員の信頼性の高揚



に資し、安定受注に役立てている。

現在の執行体制は、寺田正男理事長のほか理事10名で運営され、通常会務は事務局長ほか職員1名でとり行い、対応している。

### 活動の基本

現在組合活動の基本としている事柄は、

- 1、共同受注の推進
- 2、配車の斡旋並びに受託
- 3、安全技術講習会の実施
- 4、ポンプ車のブーム定期点検の実施
- 5、圧送技能士制度の導入
- 6、非組合員の加入促進

以上の基本事項のほか、さらに重点項目として、次の諸項目を挙げている。

- 1、組合員各社の経営基盤の強化。
- 2、従業員に対する安全教育として講習会の開催。講師として労働省から派遣を要請するほか、全圧連技術部からの派遣により、生コンクリートの知識並びにポンプ車の操作方法を受講している。

次に運営上の問題として、次の事柄が提起された。

建設需要の減少による需給バランスが崩れ、受注価格の低落を招き、昭和48年当時と比較して、生産原価は3割方アップの状況にある。次に、圧送業者は受注価格の大半を労務費で占められるため、コスト吸収の範囲は狭く経営面に多く苦境に追いやられている。また、圧送料金の回収については手形支払いのウェートが高くなる傾向があり、このため会員の多くは経営基盤の崩壊すら懸念されるに至っている。以上の諸情勢を踏え受注環境の改善が喫緊の急務となっている。

上述の問題を前提にこの業界の生い立ちから経過を振り返ってみると、定置式コンクリートポンプを車載し実用化されたのは僅か18年前のことである。これを契機としてコンクリート工法は省

力化の波に乗り、急激な勢いで普及し始め、いわばコンクリート打設工事の革命ともいえる一時代を画したのである。建築においてはタワー(+)カート方式を一変させ、施工効率向上、反面労働力を節約し得るポンプ工法へ転換が進み、コストダウンの最大の焦点である工期の短縮に役立ったのである。しかるに約18年を経た今日、この業種は業者登録無くとも比較的容易に開業できたことから業者は乱立し続け、加えてこの数年来の不況によって需給バランスは極端に崩れたため過当競争を誘発、中には出血受注を余儀なくされるに至った。

しかし、元請施工者は労働者の不足、工期の短縮や施工精度の面からコンクリートポンプ車の依存度は強く、この点からこの業界の果す役割は絶対的なものとなった。また、現在では垂直150mまでは中継することなく、コンクリートの圧送が可能になり、スランプ4cmのコンクリートの圧送や、軟練りであれば、1時間当たり100m<sup>3</sup>のコンクリートを1台で圧送することも可能な高性能ポンプ車が出現するに至った。

また、全圧連統一安全技術講習会の評価については、

### 1、日本住宅公団では、

適正な施工の確保と、建設業としての健全な発達を目標に、圧送作業員の技術向上を図る安全技術講習会を高く評価、工事仕様書等に講習修了者の活用を義務づけている。

### 2、林野庁では、

諮問に応えて、コンクリートポンプ車による「特定配合コンクリート圧送実験報告」並びに圧送技能者育成に取組む全圧連の姿勢を高



く評価、機関紙「治山」に掲載

### 3、日本道路公団では、

公団のコンクリート全圧連のポンプ工法について、同公団（関東第一建設局）と全圧連技術委員による「技術的諸問題についての検討会」を通じ「特定配合コンクリート圧送実験」の成果を高く評価、コンクリート配合の試験練りから圧送業者の参画要請を受けるなど、講習修了組合の活用化を勘案されている。この他、多くの地方公共自治体、元請建設業、現場工事関係者各位より高い評価をいただいており、労働省による圧送技能士制度へと一步一步着実な進歩をみせている。

### 課題

官公庁における「一級技能士の工事現場常駐義務付け」に見られる如く、工事施工の質的向上が求められて來ており、コンクリート

工法における労働安全と、圧送技能士育成の必要性については、種々の圧送条件に応じてオペレーターは充分の経験と、技能並びにいる事が要請されるところから、全圧連の指導のもとに官公庁、元請、建設業界等のご協力を得て、圧送業界独自の立場でコンクリート圧送従事者の労働安全と技術の向上に著しい成果をあげ、関係先だけにとどまらず、広く社会的にも理解されて来た基盤と実績をもっており、技能検定制度を業界に導入する準備はすでに出来あがっている。

また圧送業に関する技能の国家資格（コンクリート圧送技能士）制度は、圧送に從事する全ての人々の永年の願望である。

認定訓練校の全圧連は一般とレベルアップした技術向上訓練を行い運営して行く事となる。

専門調査委員もすでに発足し、態勢が整い次第、労働省審査の圧送技能士試験もおこなわれる事となった。

さらに労働災害防止についても、現在実施している諸対策を充実させ、労働災害の撲滅を期さなくてはならない。



# 設立の本旨を載し 社会的付託にこたえる

(社)埼玉県建築士事務所協会

社団法人埼玉県建築士事務所協会は、昭和51年5月県内に建築士法に基く建築士事務所を開設した者540名をもって設立、以来組織の拡充強化、会員の増加に努めてきたところ現在総務部、業務部、企画部及び建築設計指導部の4部と14支部、760名を擁する大きな団体に成長発展した。

## 設立の経緯と経過

昭和25年に建築士法が制定され「建築士」及び「建築士事務所」の制度が発足し、本会の母体となった「埼玉建築士会」は、建築士法の規定に基いて昭和27年にいち早く、建築士の資格者団体として発足し、建築士の品位の向上、業務の進歩改善等の目的のもと活発に事業を展開してきた。

一方、建築士法に基く建築士事務所は、一般的な住宅から高層建築物に至るあらゆる建築物の設計、施工監理等を業として行うもので、社会的責務が極めて重大であるのみならず、近時都市環境整備等に基く建築法令等のひんぱんな改正、建築物の複雑高度化に伴う事故への対応措置等建築士事務所の業務に反映させる必要が痛感されてきた。これらの要請に応えるためには、建築士事務所の団体を組織し、団体を通じて、建築士事務所

の業務の質質の向上を図るとともに、社会との良好な環境を確立することが急務となったので、昭和51年5月、建築士事務所業務の秩序維持、建築関係法令等の周知徹底、設計、施工監理業務の進歩改善、建築士事務所の社会的地位の確立、さらに業務法たる建築設計監理業法の制定を目標に団体を設立したものである。

## 運営の概要

会を運営する本部役員は、会長1名、副会長4名、常務理事5名、理事20名、監事3名で構成し、それぞれ会務を分担処理している。

事業の計画推進については、総務部、業務部、企画部及び建築設計指導部の4部を設置、専任の部長を中心に、分掌事業の計画実施に当っている。また支部組織として、県下に14支部（浦和、大宮、川口、中央北、県南、入間第一、入間第二、東松山、秩父、児玉、熊谷、北埼、杉戸、越谷）を置き、本部事業の実施に当るほか、地域に密着した支部独自の事業を実施している。

昭和57年度における各部の分掌事項は次のとおりである。

► 総務部=会員の増加対策、官公庁及び関連団体との協力、提携、官公庁等への建議要望、建築士事務所登録申請受付事務の代行、関東甲信越ブロック協議会の開催。

► 業務部=建築技術の普及向上に関する事業（木造建築設計指針研修会、新耐震設計法技術研修会、優良建築物等見学会）、違反建築違反宅造をなくして住みよいまちづくり運動への参加、業務関係諸様式等整備・領布・地質地盤図作成業務（県委託）の実施。

► 企画部=設計・監理業務報酬基準に関する調

査研究ならびに啓蒙普及、建築士事務所業務の指導育成（建築士事務所業務研修会）、開発許可制度の実務指導（開発許可制度実務の手引作成）、福利厚生制度に関する調査研究（建築士事務所グループ保険等普及）、協会誌「さいたま」及び法令ニュース等発行

► 建築設計指導部=建築設計及び工事監理業務に関する諸様式等の作成、建築物各部位のディテール集作成。

## 昭和57年度に実施した主なる事業の概要

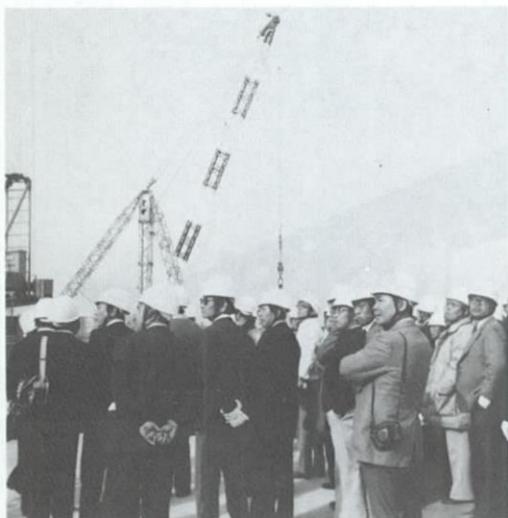
### 1、建築士事務所登録申請事務の代行

建築士法に基く建築士事務所の登録申請書は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事へ提出するよう規定されているが、本会で申請書用紙を頒布しているため、本会窓口で代行できれば関係者に非常に便利であるので、かねて県当局に要望していたところ、県のご理解が得られたので、昭和57年7月から建築士事務所の新規登録及び更新登録に係る登録申請書の受付け事務を会員、会員外を問わず実施し、関係者の便を図った。

### 2、建築設計技術の普及向上

#### (1) 木造建築設計指針研修会

昭和55年に建築基準法が大幅に改正され、木造建築物の構造規定についても、耐震性の向上を図るために、構造耐力上必要な軸組の量に関する規定をはじめ、いくつかの変更が行われたので、このような改正規定をうけて、上部団体たる(社)日本建築士事務所協会連合会(日事連)が作成した「木造建築の設計指針」をテキストに、県及び日事連の講師による研修会を57年7月県下4会場で実施400名の参



加者を得て盛大に実施した。

## (2) 新耐震設計法技術研修会

新耐震設計法が昭和56年6月1日より施行され、1年有余を経過したが、同法は構造計算方法について、新しい耐震設計の考え方を取り入れ大幅に改正されたため、なお実務面において、いくつかの問題点をかかえている現状に鑑み、これらの問題を少しでも解決するため、日事連で作成した「建築構造行政連絡会資料集解説」「RC造壁剛性評価の問題とS造柱脚・横補剛の問題の解説」「新耐震設計法Q&A解説」「学校建築構造設計要領の解説」「共同住宅構造設計要領の解説」「実例Ⅰ解説(R・C造・3階診療所)」及び「実例Ⅱ解説(S造・4階建事務所)」をテキストに使用し、県及び日事連新耐震設計法専門委員を講師に迎えて57年9月及び10

月に浦和、熊谷の2会場で170名の参加者を得て開催し、新耐震設計法の周知徹底を図った。

## 3、建築士事務所業務の資質の向上

### 建築士事務所業務研修会

建築士事務所業務の適正管理、業務の改善向上を図るため、建築士法を中心とした、業務研修会を昭和58年1月、浦和、川越、熊谷及び春日部の4会場で、300人の会員を対象に実施した。

## 4、地質地盤図作成業務の実施

県からの委託事業で、本年度は、戸田市、蕨市、鳩ヶ谷市、与野市、久喜市及び蓮田市の6市の区域について、総数1,500本のボーリング資料に基いて各市別に地質地盤図を作成した。

## 5、協会誌の発行

業務に関する法令、ニュース、事業の実施状況、会員名簿等を収録した協会誌「さいたま」No.8を57年12月に発行した。

### 建築士会との性格的相違点

最後に一般に指摘される「建築士会」との性格的相違点にふれて置きたい。

建築士会と建築士事務所協会とは、次の事柄で根本的に性格を異にしているのである。即ち、建築士会は1、2級建築士(資格者)個人を会員とする団体であるが、建築士事務所協会は建築士自身或いは建築士を抱え事業所を開設、同時に登録(都道府県知事)を行い、かつ報酬を受けて経営する事業所をもって会員とするものである。端的に申せば「有資格者個人」を対象とした団体と、「登録した事業所」を対象とし

た団体との違いである。また、建築士会の会員である建築士は生涯資格を有するが、建築士事務所は「登録」することによって資格が付与されるものであって、しかも期間3年毎に登録の更新が義務づけられているのである。以上概念的であるが、両者の根本的な性格の相違点である。



# 会員相互の信頼と 魅力ある支部の育成

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

社団法人日本塗装工業会埼玉県支部は、昭和39年3月に設立、当時10名の会員で発足した。以来年余の経過とともに逐年成長し、一昨年浦和市鹿手袋に建設の建産連会館の竣工に伴い同会館内に事務局を移転開設してこのかた塗装工事業団体として地域社会に貢献している。

## 設立の経緯と経過

昭和18年4月に埼玉県塗装組合連合会が設立され、初代理事長に松井憲二氏が就任、組合員の技術の向上を図ることを目的に活動を開始したのがこの団体の発祥といわれ、組合の活動は戦中戦後を通じ活発に行われた。

国の経済が高度成長期を迎えるとともに、小規模企業として営まれた塗装業界も経済の拡大に伴って資本の充実と設備投資を図り企業体制を整え、質、量ともに戦前に比べ飛躍的成長をとげたのである。

全国組織として社団法人日本塗装工業会が昭和23年4月に設立されたが、新時代の到来とともに埼玉県塗装組合連合会を発展的に解散、新たに塗装業界を結成、日本塗装工業界の傘下に加わり同埼玉支部として発足、初代支部長に㈲双葉屋松井塗装工業所社長松井憲二氏が就任、次いで二代目支部長に川口塗装㈱松沢正治氏が就任、相互

親睦と技術の向上を積極的に推進、会員も37社に増加、支部体制の拡大強化が図られた。三代目支部長に内藤塗装工業㈱社長内藤明氏が就任現在に至っているが、この間、塗装業の社会公共に果す役割を深く自覚し、技術の向上とともに施工精度の向上に努め、社会的信頼度を高め組合員の共存共栄の実を挙げてきた。

## 支部運営の概要

現在、本県選出の本部役員は理事1名、評議員3名、支部長1名、副支部長3名、顧問2名、相談役1名、幹事5名、監事2名、会計幹事1名で、会員49社をもって構成している。建産連会館内に事務局を設け、事務局長のもとに会務を執行している。

なお、県下に川口、浦和、大宮、秩父、本庄、深谷、熊谷、川越地区に支部を設置し支部活動を展開している。また、本部組織として各種委員会が構成されているが、当支部より経営研究委員会、需要開発委員会副委員長、安全衛生委員会、技術訓練委員会、広報委員会、組織委員会に各委員1名を選出して委員会活動に参画している。

当支部においては事業の一環として、職長教育、建設業簿記会計、鋼構造物塗替技能訓練、集合住宅・戸建住宅塗替、雇用管理、鉛作業主任者技能等の講習会、研修会を積極的に実施して支部会員の質の向上を図っている。また業務開発においては需要開発委員会が委員長ほか8名で構成され、事務局長をして「豊かな美しい社会の建設」をキヤッチフレーズに公共構造物の塗替えの必要性を官庁、市町村等公共団体、学校関係等を対象に一層の認識を深めて貢うため「塗替工事のお奨め」のパンフレットを配布しPRに努めている。更に



支部活動の一環として公共の福祉に貢献する意味から、国際障害者年を機会に「障害者の方々に喜ばれるボランティア活動をしよう」と提案、全会員の賛同でスタート、県庁生活福祉部と協議の上、塗装塗替工事施工の障害施設を選定して塗装協会と共に継続事業として実施関係機関から感謝されているが、今後共こうした方面への努力を推進することにしている。

## 活動の基本と重点施策

(1) 日本塗装工業会は、本来使命として建設塗装技術及び経営の向上改善を図り、建設塗装工業の健全な発達と、建設文化の向上に寄与するとされている。最近この業界を取り巻く環境は不況の長期化により一段と厳しいものとなっており、住宅建設需要の低迷、公共事業のゼロ成長による建設産業界の不振の中において、日塗装は重点施策として3つの柱を掲げた。即ち、①需要開発運動の

促進・近年建築物の耐久性に対する工法の開発は画期的なものであり、更に伸展を続けるものと見られることから今後とも新技術、新工法を積極的に導入し、塗装業の領域拡大を図る。②施工技術の向上と経営基盤の確立・新技術の開発導入と企業経営などの研修については、日塗装のリーダーシップに俟つべきこと大で、本部の力強い指導体制の確立の急務を訴えたい。特に耐久性向上技術開発に伴う建物のリフレッシュに係る新しい工法は、今後塗装業界の技能者の雇用と技能訓練について一つの転機を迎えるものと考えられる。こうした新しい技術開発は社会的ニーズに応えるとともに、施工技術の領域拡大となり、かつ施工能力の強化に直結するものである。又経営基盤の確立は、会員個々が自己の企業の体質改善に努めることであり、先に建設省が作成した「塗装工事経営指針」と「近代化モデル計画」を参考にして、経営者自身が経営の理念づくりに努め、企業の安定成長をかちとるべきである。③組織の拡充と支部事業の強化・従来支部対策は、本部からの指導育成策に基づき業界活動に関する啓蒙が助成されたものであったが、最近その認識が変わり、支部活動は支部自体の自主性に根ざした施策をもって当たるべきであるという考え方から支部事業に対しその具体化に積極的な本部の支援が要請される。

#### 運営上の問題と課題

支部運営については、県内の地域区分とその責任体制の見直しが必要である。次は会員相互の連絡協調である。会員が本来の使命を深く自覚し、塗装業界の向上に努め、社会的信頼をより一層高めるための自助努力の二面が業界発展、当支部の伸展に繋るものとして期待されるところである。

## 業務の公益性を自覚 社会の付託に応う

(社)埼玉県電業協会

#### 設立の経緯及び経過概要

産業、文化の発展とともに電気の需要は急速に高まり、今や日常生活に一時たりとも欠かせぬものとなっており、その安定供給は社会的使命となっている。

近年、電気需要の多様化するに伴い安全性が問題となっていることから、施工に際して施工技術とともに安全の確保もまた施工者の責務となって関係法令の強化、諸資格制度の制定等と相俟って業者の資質の向上が求められるようになった。

かかる時代的要請から一部の有力者によって業界の組織化が提唱され、昭和35年2月本県一円を組織基盤とした埼玉県電業協会が設立（初代会長川合大氏）され、会員17社、事務所を浦和市高砂町の埼玉建設会館内に置いて発足したのがこの団体の創立である。

発足当時は、県関係課の指導を仰ぎつつ電気工事に関する諸問題の調査研究にあたるとともに、会員の加入の促進、組織の強化に努める一方、関係団体との協調にこれつとめてきた。

昭和50年11月、念願の社団法人の許可を得るに至り、公益法人として再発足した。この時点で会

員数は38社となり、設立初期に比べその数は倍加し、名実ともに本県電気設備業界の中心的団体に成長した。その後、組織としての事業活動を体系化するため委員会制度を発足させ、各事業を分掌することとした。また、地区活動を助長するため支部制を設け、地域に密着した活動の拠点とした。

法人化した翌年の昭和51年11月に、業界全国組織である社団法人日本電設工業協会並びに全国電業協会連絡協議会に加入して、中央団体との関係の強化を図った。次いで、昭和54年11月埼玉県建設産業団体連合会の設立とともに加盟、56年12月、建産連会館の竣工とともに同会館内に事務局を移し、今日に至った。

#### 運営の現況及び課題

現役員構成は、会長、副会長、常任理事各1名、その他の理事6名、監事2名からなり、会務の執行は会長、副会長、常任理事のもとに事務局長（他務職員2名）が当たり、別に事業活動は5委員会



が各事業を分掌しこれを執行している。

ちなみに委員会担当事業は、次のとおりである。

『総務委員会（正・副委員長、他11委員）』

財務に関する事項、経営者教育、表彰規程に基づく表彰、会員間の親睦のための企画及び実施、雇用改善モデル事業推進総括、支部活動の促進、関連団体、並びに地区協会及び組合との連携、協調、その他の委員会に属さない事項。

『事故防止対策委員会（正・副委員長ほか9委員）』 労働安全衛生管理の推進、現場代理人安全研修会、安全パトロールの実施（写真）年2回、技能講習会の開催、交通安全普及講習会。

『技術研究委員会（正・副委員長ほか11委員）』 省エネ、省電力技術研修会、施設見学会、電気設備工事技術基礎講座の開講、資材・器具類の調査研究、公共建築物避雷針検査。

『企業対策委員会（正・副委員長ほか10委員）』 職長（営業担当者）研修会の実施、職業生活環境整備、余暇活動、健康管理、会員名簿、諸規程集の作成配布、雇用管理者研修会の実施、夏季大会の開催、共通印刷物の共同購入、企業能率化の機器類導入検討及び調査。

『広報委員会（正・副委員長ほか9委員）』 埼電協ニュースの発行、分離発注の啓蒙及び陳情、各種情報交換、関係官庁に要望・陳情、安全ポスター及びカレンダー作製配布。

次に、浦和、大宮、南部、西部、北部、東部の6支部を設置、正・副支部長のもとで各地区に密着した活動を行うことにしている。

次に会員の構成は、通常会員のほか賛助会員及び特別会員からなり、賛助会員は電気設備の資材関係業者を、特別会員は電気設備設計業者をそれ

ぞれ対象としている。現在会員数は、通常会員61社、賛助会員40社、特別会員3社である。

以上がこの協会の現況概要である。記述したごとく組織として行う協会活動はいずれも会員の健全な発展と社会的地位の向上を図ることに主眼を置き、相互信頼のうえに相協力し合っているところであるが、業界を覆う不況の長期化は極めて経営環境を厳しいものとしている。こうした情勢のもとに今後の協会活動は中心を会員の安定受注に置き対処すべきものとして、全般に受注の拡大策を講ずると同時に、発注官公庁及び機関に対し、電気設備工事の分離発注を要請するとともに、県内業者育成の見地から会員の優先指名方を当面の課題とし、協会内外活動を通じて積極的な活動を展開することを重要課題としている。

（責・W）

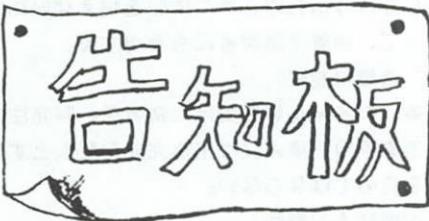


越谷市立蒲生小学校

6年 本松 勇治君の作品



大宮市立大宮南小学校  
4年 上村 勉君の作品



## 県、組織一部改正 課所の統廃合及び 名称変更へ

県は、簡素で効率的な執行体制の実現と、新しい行政需要及び県政当面の課題に適確に対処するため、行政組織を一部改正、課所の統廃合を行い、本庁で7課、出先機関で20所の縮減を図り、本年4月1日付で発足することとなった。

関係の改正課所は、次のとおりである。

- ▶ 消防課・地震防災課（統合）→消防防災課（環境部）
- ▶ 福祉施設課（生活福祉部）→廃止
- ▶ 耕地計画課・耕地事業課（統合）→耕地課（農林部）
- ▶ 下水道管理課・下水道建設課（統合）→下水道課（住宅都市部）
- ▶ 大樹砂防事務所・秩父砂防事務所→廃止（業務は飯能、東松山、秩父の3土木事務所に分離移管する）

- ▶ 中川流域下水道建設事務所久喜支所→廃止（業務は荒川左岸北部下水道事務所に移管する）。
- ▶ 中小企業総合指導所（名称変更）→経営指導課（商工部）
- ▶ 春日部専修職業訓練校（名称変更）→春日部高等職業訓練校（労働部）。
- ▶ 中川流域下水道建設事務所（名称変更）→中川下水道事務所（住宅都市部）

## 業行政一元化に一步前進

### 業行政一元化に一步前進

県は、目指す行政改革の一環として課所の統廃合を行うことを明らかにしたが、さらに事務分掌の合理・適正化を図るため課内所掌業務の一部所属替えを行うこととなり、うち関係のあるもので新たに「建設業係」の設置を決めた。

このことについては当建産連が、予め県議会、県当局に対し、「建設産業を指導、育成する県組織の充実方」を請願、陳情し、専担の課又は室の設置を要望してきたところである。

このたび、県はその要望に一步を踏み入れ、業行政の一元化を図るために、これまで住宅総務課に所属、業行政の窓口的役割を務めた「建設業許可係」をそのまま土木部の建設管理課に移し、新たに「建設業係」として業務を執り行うこととした。また、これまで同じく住宅総務課で所掌した「建設業紛争審査会」の関係業務も土木総務課訟務係に移管することを決め、いずれも4月1日からの実施が決定した。

## 埼玉県建設工事請負業者

### 指名停止等措置基準

#### 一部改正について

県はこのほど、「埼玉県建設工事請負業者指名停止等措置基準」の一部改正に伴い、次のとおり建産連会長あて通知がありましたので、全文を掲載しました。本県の公共事業の推進については、日頃御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

さて、公共事業の執行については、その重要性にかんがみ、県民をはじめ関係者から強い関心がもたれているところであります。

このため県では、御承知のとおり「埼玉県建設工事請負業者指名停止等措置基準」を設け、工事の適正な履行の確保に努めているところありますが、このたび、別添のとおりこの基準が改正（昭和58年1月1日施行）され、直接業務に関しない場合でも「事業主又は役員が、法令に違反し逮捕・起訴されたとき。」には、指名停止等の措置が適用されることになりました。

#### 埼玉県建設工事請負業者指名停止等措置基準

- （趣旨）
- 第1条 この基準は、県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料の買入並びに調査、設計及び測量その他の業務

委託（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、建設工事等の指名競争入札に参加する資格を有する者（法人の場合、その役員をいう。以下「業者」という。）の使用者又は下請業者が工事事故、施工不良及び贈賄等（以下「工事事故等」という。）を起こした場合の指名の停止及び回避（以下「指名停止等」という。）の措置について、必要な事項を定めるものとする。

#### （適用範囲）

第2条 この基準は、本県及び関東一円（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）で起きた工事事故等について適用する。

2 前項に規定する地域以外の地域で起きた工事事故等についても、その内容が特に重大であり、かつ社会に与えた影響が極めて大きい場合には適用する。

#### （指名停止等の措置）

第3条 業者、その使用者又は下請業者が建設工事等に関する別表に掲げる事項に該当した場合は、その状況に応じて、それぞれ当該事項について定められた期間の範囲内において、指名停止等の措置を行うものとする。

2 指名停止等の期間は、当該指名停止等を決定した日から起算する。

#### （指名停止等の期間の特例）

第4条 贈賄により起訴された場合において、当該状況が極めて悪質であると認めるときは、別表の規定にかかわらず、その指名停止等の期間の上限及び下限の2倍とすることができます。

2 指名停止等を受けた業者について、当該指名

停止等の期間の2分の1を経過した場合において、その間の状況により相当と認められるときは、別表に規定する期間の下限を限度として当該指名停止等の期間を短縮することができる。

3 指名停止等を受けた業者が当該指名停止等の期間中に再度工事事故等を起こした場合には、その都度1月以上12月以内の期間の範囲内において、指名停止等の期間を加算する。

4 指名停止等を受けた業者が、当該指名停止等の期間の満了後1年を経過するまでの間に、再度工事事故等を起こした場合（別表に掲げる同一の事項に再度該当する場合に限る。）には、別表の規定にかかわらず、その指名停止等の期間の上限及び下限を2倍とすることができる。

5 工事事故等が別表に掲げる2以上の事項に該当する場合の指名停止等の期間は、当該工事事故等について定められた期間のうち、最も長いものをもってその期間とする。

6 贈賄により起訴された場合においては、起訴されるまでに経過した指名停止等の期間を起訴後に決定された期間に算入する。

#### （共同企業体への適用）

第5条 共同企業体が起こした工事事故等については、当該共同企業体及び事実の原因者に適用する。

2 指名停止等を受けた業者が共同企業体を結成している場合は、当該業者に対して行った指名停止等の期間を超えない期間をもって、当該共同企業体にも適用する。

#### （下請業者への適用）

第6条 指名停止等を行う業者について、責を負うべき下請業者があるときは、当該元請業者に

対して行う指名停止等の期間を超えない期間をもって、当該下請業者にも適用する。

#### （下請等の制限）

第7条 指名停止等を受けた業者を、県発注の建設工事等の下請人又は工事完成保証人とするこことを認めてはならない。

#### （災害時等の特例）

第8条 災害時又は特殊技術を要する工事等をやむを得ない理由があると認められる工事等については、現に指名停止等の期間中の業者であっても、契約の相手方とすることができる。

#### （その他）

第9条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この基準は、昭和54年7月1日から施行する。  
2 埼玉県建設工事請負業者指名停止基準（昭和50年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この基準は、昭和56年7月1日から施行する。  
附 則

この基準は、昭和58年1月1日から施行する。

# 理事会・委員会便り

広報委員会 昭和57年12月7日開催。

建産連ニュース第15号の編纂、発刊、58年カレンダーの配布、各団体発行の機関紙の集収、その他について協議した。

広報委員会 昭和58年1月27日開催。

建産連ニュース第16号の編纂、建産連ニュース寄稿者に対する謝礼、その他58年カレンダーの配布結果等について協議した。

労務資材委員会 昭和58年2月15日開催。

昭和57年度事業実績、昭和58年度事業実施計画、東日本建設業保証株式会社における経営相談業務等について協議した。

総務委員会 昭和58年2月22日。

昭和57年度事業実績、昭和58年度事業実施計画、埼玉県地質調査業協会の入会等について協議した。

広報委員会 昭和58年2月28日。

建産連ニュース第16号の編集、昭和58年度事業実施計画、広報のあり方等について協議した。

研修指導委員会 昭和58年3月5日。

昭和57年度事業実績、昭和58年度事業実施計画等について協議した。



区分	事項	措置 発注主体	指名停止 県	指名回避			
				県内の公共機関	県内の民間	関東一円の公共機関	関東一円の民間
工事事故	1 工事の施行に当たって善良な管理を怠り、公衆を死傷させたとき。 (1) 死亡させたとき。 (2) 負傷させたとき。	3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上6ヶ月以内	2ヶ月以上5ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内	同	左		
	2 公衆に多大の物的損害を与えたとき。	1ヶ月以上3ヶ月以内	1ヶ月以上2ヶ月以内				
	3 工事の施工に当たって善良な管理を怠り、工事関係者を死亡させたとき。	1ヶ月以上4ヶ月以内	1ヶ月以上2ヶ月以内				
施工不良	1 出来形不足等の不良工事が確認されたとき。	1ヶ月以上6ヶ月以内	1ヶ月以上3ヶ月以内	1ヶ月以上3ヶ月以内	左		
	2 現場管理の不良を、再三指摘されても改善しないとき。	1ヶ月以上6ヶ月以内	1ヶ月以上3ヶ月以内				
	3 工事の請負契約違反を、再三指摘されたとき。	1ヶ月以上6ヶ月以内	1ヶ月以上3ヶ月以内				
贈賄	1 業務に関し、贈賄の容疑で起訴されたとき。 (1) 事業主又は役員が該当したとき。 (2) 使用人が該当したとき。	6ヶ月以上12ヶ月以内 3ヶ月以上12ヶ月以内	3ヶ月以上6ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内	同	左		
	2 前号に掲げる者が時効により起訴されなかつた場合でも相手方が収取の容疑で起訴されたとき。	3ヶ月以上9ヶ月以内	2ヶ月以上5ヶ月以内				
	3 業務に関し、贈賄の容疑で逮捕されたとき。 (1) 事業主又は役員が該当したとき。 (2) 使用人が該当したとき。	逮捕された日から 起訴又は不起訴の処分を受けるまでの間。	3ヶ月以上6ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 ただし、この期間中に 不起訴が確定したときは、 そのときまでの期間。				
経営不振等	1 手形の不渡り等により、銀行取引停止となつたとき。	事業の再建がなされたと認められるまでの期間。	事業の再建がなされたと認められるまでの期間。				
	2 従業員又は下請業者に対し、賃金又は請負代金の不払いをしたとき。	賃金又は請負代金が支払われるまでの期間。	賃金又は請負代金が支払われるまでの期間。				
その他	前各号に掲げる場合のほか、次の事項に該当し、契約の相手方として不適当と認められるとき。 (1) 事業主又は役員等が、法令に違反し、逮捕・起訴されたとき。 (2) 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	1ヶ月以上9ヶ月以内 ただし、この期間中に不起訴が確定したときは、そのときまでの期間。	1ヶ月以上5ヶ月以内 ただし、この期間中に不起訴が確定したときは、そのときまでの期間。	同	左		

備考 贈賄のうち1及び2の事項並びにその他のうち(1)の事項については、当該起訴の取消又は無罪が確定したときは、当該起訴の取消又は無罪が確定した日までの期間とする。

# 会員 だより

(順不同)

## WES、2級資格認定講習

社団法人 全国鉄構工業連合会埼玉県支部

これは(社)日本溶接協会規格 W E S 8 1 0 3  
— 1 9 7 6 — 「鋼構造物の溶接施工及び管理  
に関する技術者の資格認定規格」にもとづき  
資格認定試験、並びに試験準備のための講習会です。

埼玉県下に於ては、昭和58年7月23日、  
24日、25日の3日間去年に統いて下記の  
通り行われます。

溶接の重要性が叫ばれる今日、鋼構造物工  
事業者には不可欠の資格です。

開催日 昭和58年7月23～25日

開催場所 埼玉県浦和市鹿手袋597

埼玉労働者福祉センター

申込場所 (社)日本溶接協会埼玉県支部  
浦和市鹿手袋597番地

(社)埼玉建設産業団体連合会

建産連ビル5F

TEL 0488-66-1775

## 悪質なニセ業者に御注意!!

社団法人 埼玉県浄化槽協会

当協会では浄化槽の管理を推進しています  
が、現況はまだ充分に徹底されておらず、無  
管理の家庭が少なくありません。

最近そうした家庭を狙った悪質なニセ業者  
が出回っています。

この業者は浄化槽の管理契約をしていない  
家庭を訪問し「管理をしていないと違法で、  
保健所に見つかるとうるさい」とうそぶ  
き、強引に管理契約をさせて料金を先取りし、  
領収書も渡さずに逃げてしまう。また「浄化  
槽に消毒剤は入っていますか」と消毒剤だけ  
を、10～20倍の料金で売りつけるという手段  
を使っています。

その家庭の方が不審に思い、後で渡された  
名刺等の電話番号を回してみると、まるで関  
係のないところに掛かり、だまされたと気づく  
等という苦情が後をたちません。

これは無管理という盲点をついたものですが、  
防止策としては①県に業者登載されてい  
るか②浄化槽協会に加入しているかを確認し、  
事前にちゃんとした管理業者と契約すること  
です。

浄化槽家庭の方が、こうした悪質業者にだ  
まされないよう、建産連会員の皆様からも御  
指導下さるようお願いします。

## 「設計・工事監理業務委託 契約書」の改訂について

社団法人 埼玉県建築士事務所協会

(社)日本建築士事務所協会連合会では、かねて  
「設計・工事監理業務委託契約書」の改訂に  
ついて検討を重ねてきましたが、このほど從  
来の契約書を大幅に改正した契約書を作成広  
く会員等に頒布することになりました。ご希  
望の方は下記あてお申し込み下さい。

### 【契約書の内容】

- (1)設計・工事監理業務委託契約書
- (2)設計・工事監理業務委託契約約款
- (3)業務範囲リスト
  - ①調査・企画業務範囲リスト
  - ②設計業務範囲リストⅠ（基本設計）
  - ③設計業務範囲リストⅡ（実施設計）
  - ④木造戸建住宅用設計業務範囲リスト  
(基本・実施設計)
  - ⑤工事監理業務範囲リストⅠ
  - ⑥工事監理業務範囲リストⅡ  
　　Ⅱの①（建築）　Ⅱの②（設備）
  - ⑦申請・手続等業務範囲リスト
- 【頒布価格】一部会員300円・会員外600円
- 【申込先】〒336 浦和市鹿手袋597  
(建産連会館5F)
- (社)埼玉県建築士事務所協会  
TEL TEL 0488-64-9313

昭和58年度技術検定関連試験・技能検定試験並・職業訓練指導員講習の申請受付、試験日程決まる。

社団法人 埼玉県造園業協会

(第一表)

## 昭和58年度技術検定関連試験・研修実施日程表

(TEL 0488-64-6921) (社団法人 埼玉県造園業協会事務局)

(注) 昭和57年度造園技能検定結果は、第4表のとおりでした。

年月 種別	昭和58年度													(中旬)	(上旬)検定合格発表	
	58年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	59年1月	2月	3月			
土木工事技術者試験	①官報広告 ⑧一申込受付 二級	⑪			③⑫ 一級試験 二級試験	20 一級発表試験合 格実地付	20 一申込受付	② 一級試験 二級発表試験合 格実地付	② 一級試験 二級発表試験合 格実地付					二級検定申請受付		
造園工事技術者試験				①官報広告 ⑦一申込受付 二級	⑪			④ 一級試験 二級試験	25 一級発表試験合 格実地付	14 一級発表試験合 格実地付	14 一申込受付	28 一級発表試験合 格実地付	④ 一級試験 二級発表試験合 格実地付	9 一級発表試験合 格実地付	10 一申込受付 二級試験 二級発表試験合 格実地付	
級別特科土木工事技術者研修	①官報広告 ⑧申込受付	⑪			② 関東・近畿			25 北東陸北・四 道・北国	① 中州 (高國) 松・九				⑤ 四山沖 国・繩 (松)			(上旬)検定合格発表
二級施工管理技術研修	①官報広告 ⑧申込受付	⑪			②-24 中山九龍 国・廣 島・沖	⑤-⑧-25-29 中四国 松・食 江・吉		⑥-⑨ 中静路口 部・岡 崎・國 古・姫山	④-⑦-20 北中東開 拓・北東 陸部・北除 海・道・(一 津・福・島 根・(一)・ 札・(一)・ 福島)	25-28 東を北 陸部・北除 海・道・(一 津・福・島 根・(一)・ 札・(一)・ 福島)	⑧-11 北川 一 北海道	15-18 (北)・ (東)・ (前橋) (旭)				(上旬)表 示合 格発 表

## 昭和58年度職業訓練指導員の講習

#### 1. 講習期間及び実施会場

58年度技能検定実施予定		
1. 受付試験等日程	昭和58年 前 期	後 期
実施 公 示	3/25(金)	9/16(金)
受 檢 申 請 受 付	4/15(金)~4/26(火)	10/4(火)~10/17(月)
水 準 調 整 会 議	6/7(火) 6/8(水)	11/21(月), 11/22(火)
実技 問題 公 表	6/13(日)	11/25(日)
実 技 試験 実 施 日	6/22(土)~9/22(木)	12/3(土)~59.2.27(月)
実技試験統一実施日	8/28(日)	59.2.5(日)
学 科 試験 実 施 日	9/4(日) 9/11(木) 9/18(木)	59.2/12(日) 2/19(日) 2/26(日)
合 格 発 表	10/3(月)	59.3/19(日)

58年度技能検定実施予定

実施会場	講習期間	時間	定員
埼玉技能開発センター (埼玉総合高等職業訓練校) 浦和市原山2-18~8	昭和58年6月21日(火)~24日(金) 6月28日(火)~30日(木) 7日間	9時~17時	80名
春日部高等職業訓練校 春日部市下大増新田東字工61	昭和58年8月1日(月)~5日(金) 8月8日(月)~9日(火) 7日間	9時~17時	80名
埼玉技能開発センター (埼玉総合高等職業訓練校) 浦和市原山2-18~8	昭和58年9月12日(月)~14日(水) 9月19日(月)~22日(木) 7日間	9時~17時	80名
埼玉県左官高等職業訓練校 鴻巣市神明町2-1~20	昭和58年11月8日(火)~11日(金) 11月15日(火)~17日(木) 7日間	9時~17時	80名

## 2. 申請受付期間及び場所

昭和58年4月15日(金)から4月21日(木)まで  
浦和市高砂町県庁職員会館内、埼玉県職業能力開発協会

昭和57年度造園技能検定合格者数						
	級 別	受験申込者数	学科合格者数	実技合格者数	便能組合計合格者数	便能組合計合格者数
A 甲(学科・実技)	2	8.6	1.4	2.2	1.1	4.7
	2	8.9	6.2	5.6	—	—
	2	0	0	—	—	—
乙(学科のみ)	2	—	—	—	—	—
	2	1.5	0	1.0	—	—
丙(実技のみ)	2	4	—	3	—	—
	2	1.0	3	—	3	—
	2	2.4	1.8	1.6	1.8	1.6
B(学科のみ実技免除)	2	2.4	—	2	—	—
	2	6	—	2	2	2.3
C(実技のみ学科免除)	2	2.3	—	—	—	—
	2	1.0	—	4	—	—
D(実技・学科免除)	2	1.0	1.7	4.8	5.5	—
	2	1.34	8.0	6.1	7.1	—
計		13.6	17 (37.0%)	12.0 (80.66%, 7.7%)	—	—
学 科 受 験		—	—	—	—	—
実 技 受 験		—	—	—	—	—
造園技能検定合格者数						
便能組合計合格者数		1	1.06	—	5 (35.0%)	—
便能組合計合格者数		2	1.34	—	7 (53.0%)	—

## 安全祈願祭の施行について

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

例年行なわれる行事として安全祈願が1月27日午前大宮市高鼻武藏一宮氷川神社で行われた。

当日は、雲一つない快晴でしかも暖かい日和に恵まれ、平井支部長以下会員85名が参集した。

来賓として小林埼玉労基局長、桜井同監督。大内同安全衛生両課題と各監督署長が出席され、又今回は建災防本部からも会長代理として瀬戸教育部長にも出席して預いた。

そして、拝殿において太太鼓が鳴りわたりお祝い、祝詞が厳粛な中に奏上され、玉串奉典、全員が死亡ゼロの懇願をこめて一せいに拝礼を行った。

引き続き、平井支部長は、今後とも努力を誓う、と力強く挨拶を述べ、小林局長からは、建災防会員の努力により昨年の建設関係の死亡事故はかってない減少を見せたが、今後とも益々気を引き締めて成績向上に努められたい旨のお話があり、一同で乾杯した。

## オートスライドの 無料貸出しについて

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

みなさまの企業繁栄のため、経営相談業務をはじめ、いろいろなサービス業務を行なっておりますが、今回はそのひとつであるオートスライドの無料貸出しについて紹介いたします。取扱いも簡単ですので従業員教育や研究会の教材として、お気軽にご利用ください。

### スライド テーマ

1. 建設業の元請と下請
2. 繰返し型災害を撲滅しよう
3. 危険を予知してゼロ災を
4. 墜落災害を防ぐには
5. TQCのすすめ方（導入編）
6. 土工事の安全
7. こうしてつくる明るい職場
8. 建築工事の安全点検
9. 工事写真の写し方
10. 土工（2）
  - ・ 道路舗装（3）
  - ・ 道路舗装（4）
11. コンクリート工（1）
12. コンクリート工（2）
13. 土木工事の型枠（支保工編）
14. 実践・命令の受け方
15. 実践・報告のしかた
16. やる気のある部下づくり

20. 部下の能力開発
21. 職場の接遇
22. 職場の正しい話し方
23. 職場のエチケット
24. 新・電話の応対
25. こんなときどうする
26. 安心して働く職場づくり  
(なお、貸出しは映写機、スライド、スクリーン等すべて一式です。)

## 新会長としての挨拶

社団法人 埼玉建築設計監理協会

会長 松江広元

昨年の12月中旬突然大川会長の辞任に伴い、新会長として推任されました。大川先生のこれまでの業績を考える時、私どき者が会長として勤まるかどうか危ぶんでおりますが、設監協会会員一同が団結することにより、明日への道も開かれることだと思います。埼玉県の唯一の建築家集団であり、県民の公益法人として建築家の職能を大いに活用することにより県民の為の生命と健康及び財産の創造と保護を図るつもりです。埼玉県では全国に先がけて建設関係団体が連合会を造り、公益法人として発足されておりますが、今や県民のニーズに答えるには全ての関係団体が心を一つにして、それぞれの分野での職能を發揮することにあると思います。私達設監協会会員一同皆様方と同様頑張るつもりであります故御愛顧の程お願い致します。終りに建産連関係団体の一層の御発展をお祈り致します。

# 経営者意識のアンケート

## 調査の結果について

社団法人 埼玉県建設業協会

協会活動の目安に資するため、昨年県内業者会員を対象に、会員企業の実態、経営に係る問題点、景況意識、世論に対する反応、協会運営に対する要望、意見等について無記名方式でアンケート調査を実施したがその一部を紹介すると下記のとおりである。

記

### 1 経営上どんな問題点を重視するか

- 順位(1) 受注競争が激化している
- // (2) 受注量が減少している
- // (3) 受注単価が低すぎる
- // (4) 資金繰りが悪化している

上記の外、技術者、技能者の不足、後継者問題が挙げられた。

### 2 企業運営の合理化、体质改善、強化等はどう進めたらよいか。

- 順位(1) 受注のための営業活動の強化
- // (2) 経費の節減
- // (3) 資本力の強化
- // (4) 人材の育成確保
- // (5) 外注の拡大
- // (6) 機械化による施工能力の向上
- // (7) ジョイント方式の推進

上記の外、他業種と併営の検討、資金の抑制等があった。

### 3 発注機関に対する要望、意見

- 順位(1) 積算単価の引き上げ
- // (2) 指名は電算データのほか実績の尊重を
- // (3) 指名業者数を減らすよう希望
- // (4) 世論に対して毅然たる態度で対処を

上記の外、ランク制の見直し希望等があつた。

以上の3項目のみをみても経営環境の厳しさ及び経営見通しの困難さが膚で感じられた。

## 定期報告制度について(6)

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会

前号に引き続き、今回は、建築設備の報告対象について、述べさせて頂きます。

報告対象となる建築物（前々号を参照下さい）のうち、耐火構造となっている建築物に設けられた次の設備

- イ) 換気設備 法第28条第2項ただし書の換気設備（自然換気設備を除く）及び同条第3項の換気設備に限る。
- ロ) 排煙設備 法第35条の排煙設備のうち排煙機を有するものに限る。
- ハ) 非常用の照明装置 法第35条の非常用の照明装置に限る。

なお、報告の対象となる以上の設備は、いずれも、昭和46年1月1日以降に確認をとつて設置されたものということになります。

## 会員紹介

社団法人 全国電話設備協会埼玉地方部

アイエンジニアリング(株)	川越市	五十嵐 忠
岩崎通信工事(株)	大宮市	伊藤 勝利
エース通信機工業(株)	大宮市	洞水 哲夫
英工電機(株)	大宮市	齐藤 光雄
神田通信機(株)	大宮市	佐藤 利彦
関東通信機(株)	熊谷市	森田十五郎
コスモ通信(株)	川口市	本間 興市
三和通信機販売(株)	大宮市	田口 正美
城北通信(株)	越谷市	中村 ステ
大光通信機器工業(株)	与野市	高野 省二
都築電気工業(株)	大宮市	下地 道夫
双美通信設備(株)	寄居町	川澄 健
電通工業(株)	大宮市	藤井 敏雄
東陽工業(株)	大宮市	横田 充穂
日建電設(株)	大宮市	山内 秀胤
(株)日興電機製作所	蕨 市	沖津 時造
日本電気システム建設(株)	大宮市	中本 義彦
日興通信(株)	大宮市	前田 明
藤野電気(株)	大宮市	藤野 弘
富士電機吹上ホーユイ(株)	吹上町	須田 豊
富士興業(株)	大宮市	森光 攻
東京日立情報機器(株)	大宮市	山口 武男
三田電気工業(株)	大宮市	船橋 清司
三峰電気(株)	大宮市	川嶋 孝親
目黒通信建設(株)	浦和市	三澤 黙人
(株)八洲電業社	大宮市	吉村 克昌

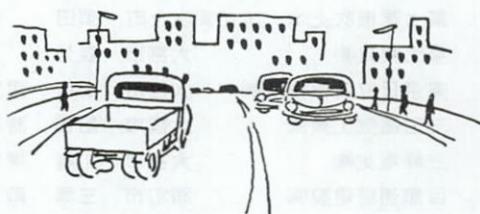
第一通信工業(株)	越谷市	野沢 成
信濃通信工業(株)	川口市	三井 三次
(株)高文	大宮市	河原 国彦
日野通信工業(株)	宮代町	日下部剛三
北埼玉通信工業(株)	秩父市	寺田 秀人
関東電設(株)	幸手町	川波 栄治

## 交通事故ゼロをめざす

埼玉県道路標識標示業協会

交通事故ゼロをめざす我々の事業が、軽視され始めてきた事を非常に残念に思いました。特に標示については、年々予算がしばられがちで、「都市総合規制」で行なわれたものの補修は、殆んど行なわれておらず、又、通学路についての標示方法も検討を重ね、一目でそれと判るような内容にしていく必要があると思います。

我が協会では、人命を守るという自覚の中、更に研究を進め、交通安全の為努力をしていくつもりであります。皆様のより一層の御助力をお願い致します。



## 定期刊行物

# 月刊 建設物価

設計・積算・資材・管理に!

B5判／約600頁 1部2,800円(元送別)

建設資材の実態価格を毎月調査、収録したもので全国官公庁、地方自治体、一般民間、企業で幅広く利用されています。

—毎月1日発行一年間予約購読料 28,200円(元共)  
(ニュース速報・臨時増刊号等含む)

## 専門図書

改訂20版 **建設工事標準歩掛** (B5判 約820頁) 建設物価調査会積算委員会編 定価 8,200円(元共)

改訂17版 **建設機械の運営管理と経費の算定資料** (B5判 260頁) 工学博士 伊丹康夫著 定価 2,800円(元共)

改訂3版 **土木設計積算マニュアル** (B5判 740頁) 土木設計積算研究会編 定価 6,000円(元共)

改訂版 **土木工事の業務必携** (A5判 560頁) 土木工事業務研究会編 定価 4,200円(元共)

改訂新版 **建物鑑定評価資料** (A4判 560頁) 建物鑑定評価実務研究会編 定価 22,000円(元共)

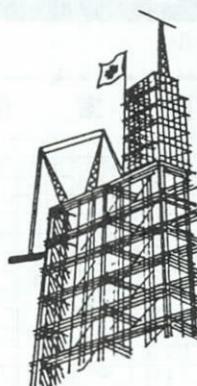
—お申し込み・お問い合わせは下記へ—

## 財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)  
電話 (03) 663-2411(代) 郵便振替 東京1-71833

# 連合会日誌

- 12月7日 **広報委員会**  
建産連ニュース第15号の編纂、発刊、カレンダーの配布等について協議。
- 12月10日 技術革新シンポジウム。於センター3階ホール。  
講師 建設省大臣官房建設機械課長 田中康之先生。演題「建設機械の自動化の展望」。参加者80名。  
「県立職業訓練校に塗装科を設置されたい」について斎藤会長ならびに安藤、川合、小山各副会長、内藤理事が県労働部長を訪問し、知事あての文書を手交し陳情した。
- 12月13日 **各団体事務局長会議**  
昭和58新年賀詞交換会の実施、各団体の行事及広報紙の発行、民間団体の実施する講習等への対応について協議。
- 12月15日 11月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体へ提供した。
- 昭和58年
- 1月7日 第5回「豊かな埼玉をつくる県民の集い」83新年賀詞交換会と郷土芸能観賞会に斎藤会長、田村専務、荒井事務局長出席。
- 埼玉新聞紙上に(社)埼玉県建設産業団体連合会の広告を掲載。「建産連ニュース」第15号を発刊配布。
- 1月10日 建産連活動の促進等について斎藤会長ならびに安藤、川合、小山、今西各副会長、田村専務、荒井事務局長が建設省、建設業振興基金、建設業退職金共済組合、雇用促進事業団を訪問。
- 1月12日 **賀詞交換会業務分担者会議**  
昭和58新年賀詞交換会実施の細部、業務分担について協議。
- 1月14日 昭和58新年賀詞交換会。於センター3階大ホール。  
建産連主催加盟29団体合同の新年賀詞交換会を開催し、盛大に賀詞の交換を行った。出席者会員414名 来賓80名 計494名。
- 1月19日 昭和57年12月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体へ提供した。
- 1月20日 長野県建設産業団体連合会設立総会に斎藤会長出席。
- 1月27日 **広報委員会**  
建産連ニュース第16号の編集、建産連ニュース寄稿者に対する原稿料等について協議。
- 2月15日 **労務資材委員会**  
昭和57年度事業実績、昭和58年度事業実施計画、東日本建設業保証(株)経営相談業務等について協議。
- 2月16日 昭和58年1月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体へ提供した。
- 2月19日 理事清水茂三氏受章祝賀会に斎藤会長、川合、小山、今西各副会長、田村専務、荒井事務局長出席。
- 2月22日 「県内企業に受注の機会を拡大されるよう、関連地方建設局長、同県内出先機関の長ならびに住宅都市整備公団、水資源開発公団総裁に要望書の提出方配慮されたい」旨、県住宅都市部長、土木部長に面接し知事あての文書を手交陳情を行った。
- 2月28日 **総務委員会**  
昭和57年度事業実施、昭和58年度事業実施計画、新入会申込団体その他について協議。
- 3月4日 **広報委員会**  
昭和57年度事業実績、昭和58年度事業実施計画、その他について協議
- 埼玉県建産連の活動状況調査のため新潟電業協会副会长他一名来社。監事宮沢源三郎氏叙勲祝賀会に斎藤会長、安藤、川合、小山、今西各副会長出席。
- 3月10日 昭和58年2月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体へ提供した。
- 3月11日 **研修指導委員会**  
昭和57年度事業実績、昭和58年度事業実施計画、その他について協議。



# 埼玉建産連会館センターの利用を

## 埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター 利 用 案 内

埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協調を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(社)埼玉県建設産業団体連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

### 施設の概要

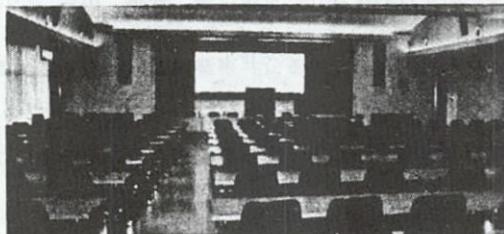
所在地 埼玉県浦和市大学鹿手袋597番地  
敷地面積 3,000m<sup>2</sup>

#### ○ 福祉センター

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建
- 総延床面積 1,574.85m<sup>2</sup>
- 建物の用途

##### 1階

管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

2階	会議室	4室
	和室娛樂研修室	3室
	計	7室
3階		

多目的大ホール、ステージ、放送室

#### ○ 建産連会館

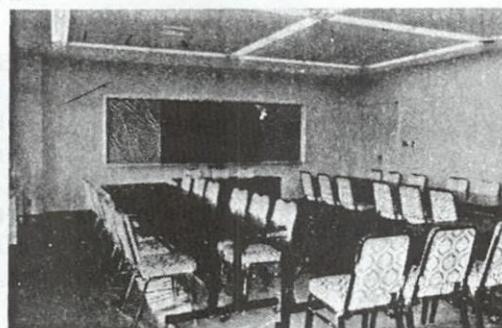
- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階  
搭屋1階建
- 総延床面積 2,713.75m<sup>2</sup>
- 建物の用途

##### 1階

会館特別会議室、建産連会長室、同事務室

##### 2階～6階

建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等  
20団体事務室



▲研修室

#### ■ ご利用について

- 開館時間 午前9時～午後8時
- 休館日 日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始(12月28日～1月4日)  
但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日でも利用に応じます。
- 利用のお申し込み
  - 所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申し込みください。☎ 0488(61)4311
  - 受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。
  - どなたでも御利用できます。
- 駐車場(無料) 100台収容

### 施設利用料

種別	区分	区 分		
		午前	午後	夜間
	収容人員	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:30～ 20:00
第1会議室	80人	9,500円	10,500円	11,500円
第2会議室	40人	4,700円	5,200円	5,700円
第3会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円
第5会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円
第6会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円	5,000円
第7会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円
多目的大ホール	椅子のみ使用500人 机椅子 使用288人	26,000円	28,500円	30,000円
会館特別会議室	30人	6,500円*	7,500円	8,000円
				10,000円



▲レストラン・喫茶ルーム

### 会議室使用状況

会議室区分	月別	会議室使用状況												合計		
		12回数	1回数	2回数	3回数	4回数	5回数	6回数	7回数	8回数	9回数	10回数	11回数	12回数		
第1会議室	6ヶ月	11	14	22	7	19	21	18	17	14	10	22	12	13	206	
2ヶ月	3	8	15	24	9	16	9	23	18	22	12	23	14	18	214	
3ヶ月	5	11	8	17	18	18	18	15	15	11	12	32	36	14	230	
5ヶ月	3	12	10	20	13	15	10	17	10	18	20	23	13	45	229	
6ヶ月	7	11	2	3	9	6	8	10		9	6	8	1	8	88	
7ヶ月	1	2	3		12	4	18	3	7	3	7	2	11	73		
8ヶ月																
会館特別会議室		3	7	4	8	4	7	5	2	3	3	8	3	5	62	
多目的大ホール	2ヶ月	5	6	7	4	10	17	18	16	15	20	14	8	12	154	
1階ロビー					2		1				4				7	
合計		26	62	64	102	68	101	94	124	81	99	90	137	89	126	1,263



# 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名 称	代 表 者	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	名 称	代 表 者	所 在 者	郵便番号	電 話 番 号
(社)埼玉県建設業協会	会長 斎藤 裕	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61—5111	埼玉県道路舗装協会	会長 島村治作	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61—9971
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	"	"	0488 64—0385	埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 内海勝正	上尾市本町1—5—20	362	0487 73—8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 鈴木長吉	"	"	0488 64—6921	埼玉県コンクリート压送事業協同組合	理事長 寺田正男	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66—4311
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所長 中野 稔	"	"	0488 61—8885	(社)日本碎石協会 埼玉県支部	支部長 西村勝一	秩父市中町7—2	368	04942 2—5423
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大倉富士雄	"	"	0488 66—1775	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町2—88	360	0485 22—0333
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波貞治	大宮市宮原町1—39	330	0486 63—0298	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚清	浦和市高砂4—2—4	336	0488 64—1033
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 小池恭平	浦和市仲町3—13—7	336	0488 22—4124	埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田広	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 62—0319
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 66—4381	埼玉県道路標識標示協会	会長 阿野昭三郎	与野市上峰551—2	338	0488 53—3005
埼玉県建設大工事業協会	会長 牛草真澄	"	"	0488 62—9258	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65—0391
(社)埼玉建築士会	会長 安藤晃	"	"	0488 61—8221	埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 大沢金次	熊谷市大字広瀬165	360	0485 21—7711
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64—9313	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 伊田勘三郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64—2811
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	0488 61—2304	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64—9731
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	0488 66—1773	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 関根仁平	"	"	0488 66—4331
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 今西定雄	"	"	0488 66—4061	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部長 横田充穂	大宮市浅間町1—4—4	"	0486 42—5771
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 平井滋通	"	"	0488 62—2542					

## 建産連ニュース 第16号

昭和58年3月25日印刷発行

編集社団  
発行法人 埼玉県建設産業団体連合会

郵便番号 336  
浦和市鹿手袋 597 番地  
電話 (66) 4 3 0 1

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月